

横瀬町国土強靱化地域計画

令和3年3月

横 瀬 町

< 目 次 >

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	2
3 計画期間	3
第1章 強靱化の基本的考え方	
1 強靱化の理念	4
2 基本目標	4
第2章 本町の地域特性	
1 地理的・地形的特性	5
2 気候的特性	7
3 社会経済的特性	8
第3章 計画策定に際して想定するリスク	
1 想定されるリスクの考え方	11
2 地震災害	11
3 風水害	14
4 災害リスクを高める社会経済的要因	17
第4章 脆弱性評価	
1 脆弱性評価の考え方	18
2 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定	19
3 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策の分析・評価	20
4 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価結果	22
第5章 強靱化の推進方針	
1 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの推進方針	51
第6章 計画の推進	
1 推進体制	79
2 施策の重点化	79
3 計画の見直し	80
4 計画の進捗管理	80
(別紙1) 用語集	81

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、未曾有の大災害となり、我が国のこれまでの防災・減災対策の在り方が問われることとなった。その中で、従来の防災・減災の枠を超え、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応により大規模自然災害への備えを進める視点として、強く打ち出された理念が、「国土強靱化」である。強靱性とは「強くしなやか」という意味で、国土強靱化とは、国土や経済、地域社会が災害等にあっても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持つことを目指すものである。

国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下「国計画」という。）が策定される等、国全体で強靱化を進めていくための枠組みが整備された。

その後、国計画の策定後に発生した災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、平成 30 年 12 月には「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を盛り込んだ国計画の見直しが行われ、令和 2 年 12 月には、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を策定し、国土強靱化に向けた取組の加速化・深化が図られている。

また、埼玉県では平成 29 年 3 月に、基本法第 13 条に基づいた「埼玉県地域強靱化計画（以下「県計画」という。）」を策定し、県土の強靱化に向けた施策に取り組んでいるところである。

近年、気候変動等により、自然災害が激甚化する中で、町民の生命と財産を守り、本町が発展し続けるためには、今一度、先人達の数々の功績を想起しつつ、いかなる災害等が起ころうとも致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに復旧・復興する「しなやかさ」を併せ持つ「強靱な国土づくり」が必要である。

よって、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「横瀬町国土強靱化地域計画」を策定する。

1 計画策定の趣旨

国では平成 25 年 12 月 11 日に基本法を公布・施行し、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められ、平成 26 年 6 月 3 日には、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる国計画が閣議決定されている。

また、埼玉県では平成 29 年 3 月に県計画を策定した。国土強靱化のためには、国と地方が一体となってあらゆる施策を推進することが不可欠であり、本町としても、引き続き、強靱で回復力のある安全・安心なまちづくりを進めていく必要がある。

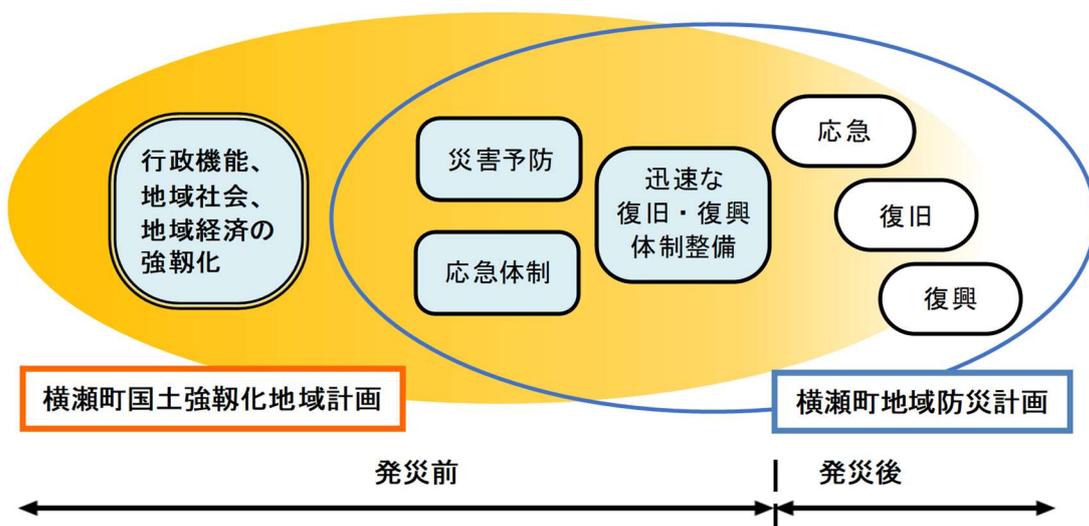
「横瀬町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」は、基本法第 13 条に基づき策定するものであり、本町における国土強靱化に関し、国計画や県計画、そして第 6 次横瀬町総合振興計画との整合・調和を図りながら、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進する各分野別計画の指針とする。

2 計画の性格

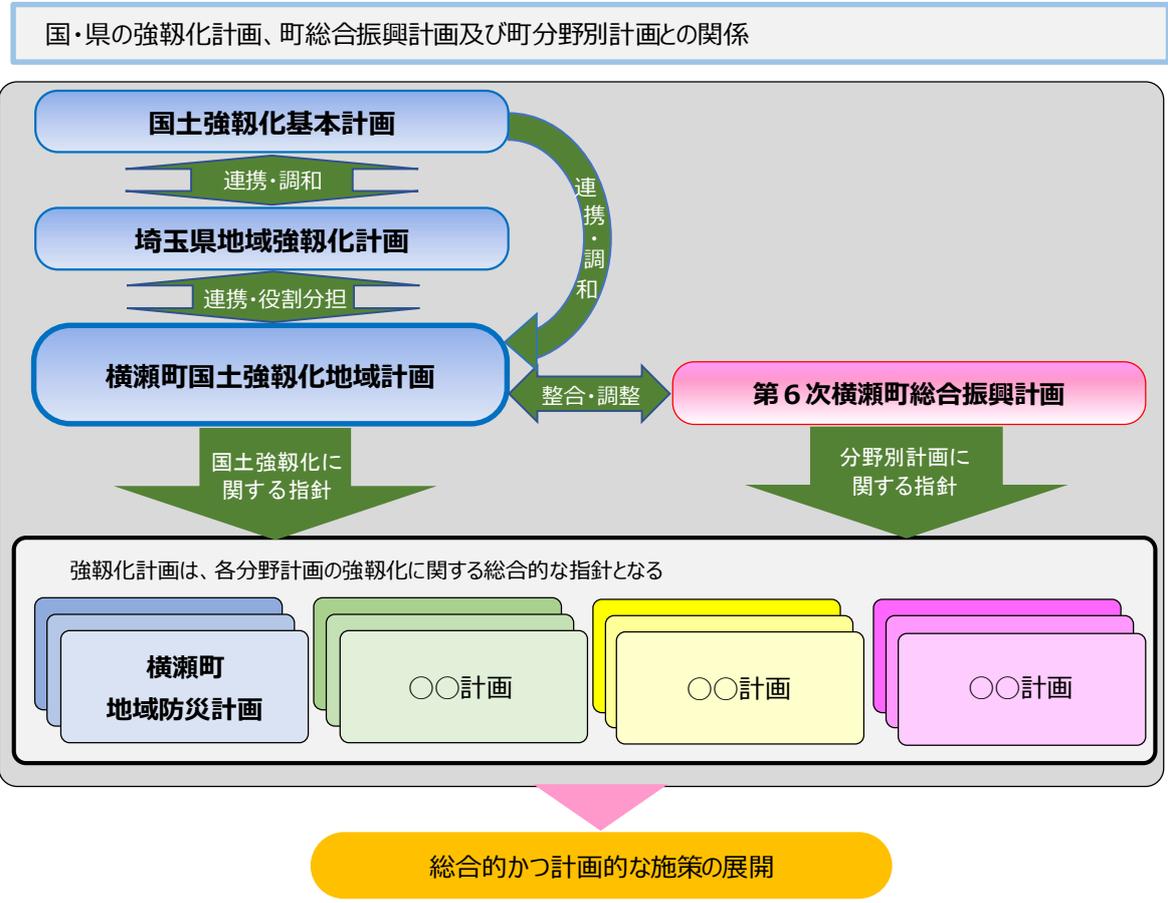
本町の防災対策を定めた計画としては、災害対策基本法に基づいて策定された横瀬町地域防災計画があり、地震、風水害、一般災害等の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧対策について実施すべき事項が定められている。

「国土強靱化地域計画」と「地域防災計画」の比較イメージ

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の強靱化	○	—



一方、本計画は、災害リスクごとに対策を定めたものではない。発災前にあらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生した場合でも最悪の事態に陥ることを避けるべく、本町の行政機能や地域社会、地域経済等の強靱化を図る総合的な指針である。



また、上位計画である国計画と県計画とも密接な関係がある。基本法では、「国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない（第6条）」、また「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない（第14条）」と規定されている。

本町の強靱化を進めるにあたっては、国、県が示す基本目標や事前に備えるべき目標等を十分に踏まえ、連携を図りながら推進方針に示す取り組みを着実に実施することで、国土の強靱化に貢献することとする。

3 計画期間

計画期間は令和3年度より令和7年度までの5年間を基本とするが、状況に応じ適宜見直しを行うものとする。

第1章 強靱化の基本的考え方

1 強靱化の理念

人口減少、少子高齢化や社会資本の老朽化等、社会的リスクへの対応を包含しながら、平時から大規模自然災害に対する備えを充実することにより、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、最悪な事態に陥ることを避け、町民の生命や財産を守り、住民活動や経済活動を維持し、迅速な復旧・復興が可能となる強靱で回復力のある安全・安心な町を目指す。

また、町機能の充実、地域コミュニティの維持・活性化を図り、町全体の強靱化を目指す。

2 基本目標

基本法第14条では、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されている。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国計画、並びに県計画の基本目標をおおむね踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進する。

- ① 町民の生命を最大限守ること。
- ② 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること。
- ③ 町民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること。
- ④ 迅速な復旧復興を可能とする備えをすること。

2 気候的特性

① 気温

山地に囲まれた盆地であるため寒暖の差が比較的大きい内陸性気候であるが、四季を通じて、おおむね穏やかな気候である。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気温	1.8	2.9	6.4	11.7	16.6	19.9	23.5	24.3	20.5	14.8	8.8	3.7

※2001年～2020年までの平均気温である。

「気象庁HPより引用（一部加工）」

② 雨・雪

本町は、周囲を山で囲まれた盆地の中にある。太平洋型の盆地気候で、雨量は8月から10月にかけて最も多くなっており、台風の経路によっては大雨をもたらすことがある。また、夏は雷雨も多く発生し、集中豪雨や降ひょうになることもある。一方で、冬は雨が少なく乾燥する日が多い。

湿度は、過去30年間の年平均70%台で他所と変わらないが、冬から春にかけては最小湿度10%以下を記録することもある。

〔平年値（秩父特別地域気象観測所）〕

統計期間	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	相対湿度 (%)
1961～1990	1238.9	12.5	18.9	7.2	73
1971～2000	1276.4	12.8	19.1	7.6	72
1981～2010	1333.1	13.1	19.3	8.1	73

「横瀬町地域防災計画より引用」

3 社会経済的特性

① 人口

本町では、近年は人口減少が続き、国勢調査人口を基にした埼玉県推計人口による令和2年1月1日時点の推定総人口は8,022人である（住民基本台帳による令和2年1月1日時点の総人口は8,194人）。

年齢構成別にみると、15歳未満及び15～64歳は人口が減少している一方、65歳以上は増加しており、総人口に占める比率は30.5%と4人に1人以上が高齢者となっている。

従業地・通学地による人口をみると、町外での従業・通学者は人口の3分の1近くを占める一方、町外在住で本町に就業・通学している人口は1,176人で、夜間と昼間とは人口構成が異なる。

〔人口（各年10月1日現在 国勢調査）〕

		総人口			
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	
平成22年	人数(人)	9,039	1,230	5,433	2,376
	割合(%)	100.0	13.6	60.1	26.3
平成27年	人数(人)	8,519	1,031	4,886	2,595
	割合(%)	100.0	12.1	57.4	30.5

〔従業地・通学地による人口（平成27年10月1日現在 国勢調査）〕

	総数 (夜間人口)	従業・通 学していな い	自宅で 従業	自宅外の 町内で従 業・通学	町外で従 業・通学	従業地・ 通学地不詳	従業地・ 通学地によ る人口 (昼間人口)	
							町外在住	
人数(人)	8,519	3,405	424	1,941	2,663	86	7,044	1,176

(2) 世帯

一般世帯数は大きな変化はなく、平成27年10月1日時点で3,070世帯となっている。一般世帯の多くを占める核家族世帯に大きな変動は見られないが、単独世帯は673世帯に増加しており、その約半数は世帯主が65歳以上で、324世帯に上る。高齢者夫婦世帯も434世帯と大きく伸びており、災害時に支援を必要とする世帯が増加している様子が見える。

〔世帯構成（各年10月1日現在）〕

		一般世帯	核家族世帯	単独世帯	(再掲) 高齢者 夫婦世帯*	
					内 65歳以上	
平成22年	世帯数(世帯)	3,075	1,844	606	273	372
	割合(%)	100.0	60.0	19.7	8.9	12.1
平成27年	世帯数(世帯)	3,070	1,871	673	324	434
	割合(%)	100.0	60.9	21.9	10.6	14.1

※夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

資料：国勢調査

② 産業

人口減少に対し、本町の15歳以上の就業者数に大きな変化はなく、平成27年10月1日現在は4,032人となっている。産業別では、第3次産業(2,483人、61.6%)が最も多く、次いで第2次産業(1,336人、33.1%)、第1次産業(149人、3.7%)となっている。

また、本町は豊かな自然環境に恵まれ、文化的な観光資源が豊富であり、農業においても観光農園の取組が進み、観光は本町の重要な産業となっている。県内外からの観光客も多く、令和元年には約71万人が本町に訪れている。災害対策にあたっては、こうした観光客の安全確保についても考慮していく必要がある。

〔産業別就業者数（各年10月1日現在 国勢調査）〕

		15歳以上 就業者数			
		第1次産業	第2産業	第3次産業	
平成22年	人数(人)	4,085	156	1,405	2,485
	割合(%)	100.0	3.8	34.4	60.8
平成27年	人数(人)	4,032	149	1,336	2,483
	割合(%)	100.0	3.7	33.1	61.6

③ 土地利用

土地利用の状況をみると、山林が最も多くの面積を占めており(2,865.0ha、57.9%)、次いで、その他(1,130.7ha、22.8%)となっている。宅地(188.0ha、3.8%)、畑(172.9ha、3.5%)、田(37.1ha、0.7%)は1割に満たない状況である。

町民の多くは大字横瀬地区に居住しており、住宅・商業・工業・農業が混在する土地利用の形態となっている。また、土砂災害等の危険箇所もあるため、関係法令や開発行為に関する指導要綱等に基づく適切な指導に努めながら、自然環境の保全と町の発展の均衡を図りつつ、地域特性に応じた総合的かつ計画的な土地利用を進める必要がある。

〔地目別土地面積（令和元年1月1日現在資料：埼玉県統計年鑑）〕

	総数※	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他※
面積(ha)	4,949	37.1	172.9	188.0	0.3	2,865.0	-	481.9	73.1	1,130.7
割合(%)	100.0	0.7	3.5	3.8	0.0	57.9	-	9.7	1.5	22.8

※総数は町HPによる。また、その他は総数から上記数値を引くことで算出している。

小数点1位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。

④ 交通

(1) 道路

道路は、一般国道299号が飯能市より正丸トンネルを抜け、芦ヶ久保地区から横瀬地区に沿って町内を横断し、秩父市に至る。また、主要地方道熊谷小川秩父線は秩父市定峰峠をくだって秩父市山田から本町に入り、語歌橋を経て坂氷に至り、一般国道299号に連絡している。

道路整備は順次進めているものの、休日等多くの観光客が訪れると交通渋滞が発生する箇所もある。町民の自家用車の利用も多いため、災害発生時における交通の混乱等が懸念される。また、自転車歩行者道未設置等の改良が必要な区間が多く、児童・生徒、高齢者の歩行者等にとって危険であり、要配慮者の安全確保策と併せて整備を推進していく必要がある。

(2) 公共交通

鉄道は、西武鉄道西武秩父線が池袋より飯能・吾野・正丸トンネルを経て町の南部を東西に横断し、芦ヶ久保駅・横瀬駅を通り西武秩父駅に至る。横瀬駅から池袋駅までの所要時間は、特急を利用して約70分である。横瀬駅の1日当たりの利用者数は、令和元年度は一日平均約1,700人、芦ヶ久保駅は300人台半ばとなっている。

路線バスについては、西武観光バスが西武秩父駅を起点に運行しているが、利用客は減少傾向にある。

公共交通機関は帰宅困難者や町民の移動手段として重要な役割を担っているため、関係機関との連携強化を図っていく必要がある。

第3章 計画策定に際して想定するリスク

1 想定されるリスクの考え方

本町での想定されるリスクは、雨による浸水害、土砂災害、梅雨による水害、局地的集中豪雨による水害、台風、地震が主なものである。町民生活・社会経済に影響を及ぼすリスクとして、本計画では、大規模な自然災害を対象とする。

2 地震災害

① 今後想定される地震

平成23年の東日本大震災では、本町で震度5弱が観測され、長時間にわたる停電が発生し、交通機関等にも支障が生じた他、福島原子力発電所事故による放射能汚染の問題、計画停電等、これまで想定していなかった多様な事態が発生している。

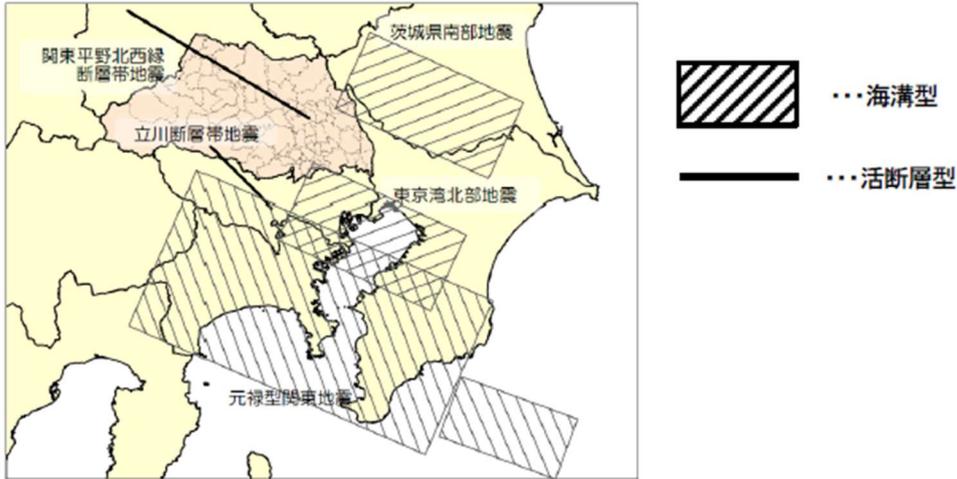
本町で想定される地震は、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にし、海溝型の東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、そして、活断層型の関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震とする。

〔想定地震の一覧〕

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でマグニチュード7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

「横瀬町地域防災計画より引用」

【想定地震の断層位置図】



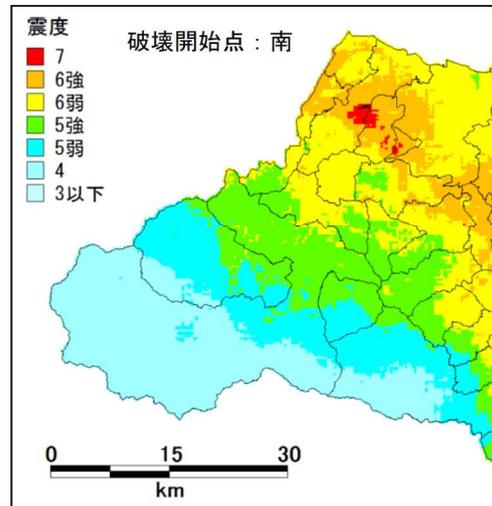
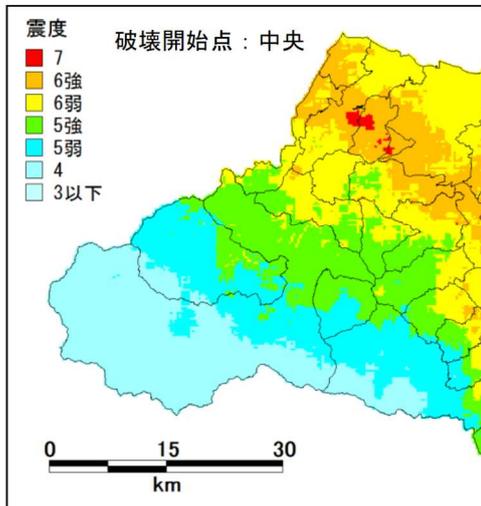
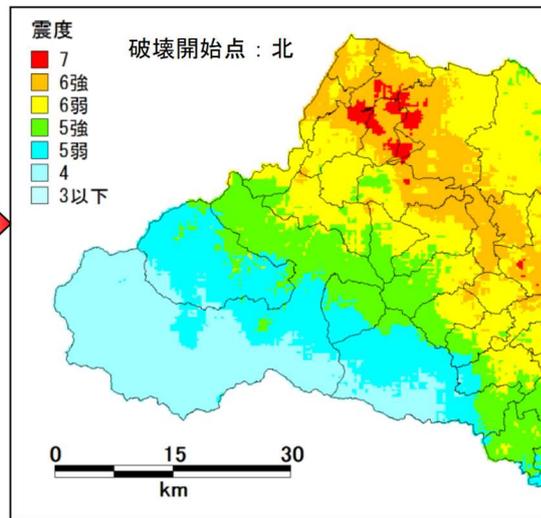
「埼玉県地域強靱化計画より引用」

想定地震での本町の最大震度は、震度4から震度5強と予測されているが、中でも「関東平野北西縁断層帯地震」は町の北東部一帯が震度5強になると予測される。

〔マグニチュード及び最大震度の予測〕

	マグニチュード	町内の最大震度
東京湾北部地震	7.3	4
茨城県南部地震	7.3	4
元禄型関東地震	8.2	4
関東平野北西縁断層帯地震		
破壊開始点:北	8.1	5強
破壊開始点:中央	8.1	5強
破壊開始点:南	8.1	5強
立川断層帯地震		
破壊開始点:北	7.4	5強
破壊開始点:南	7.4	5強

〔関東平野北西縁断層帯地震〕



② 地震により想定される被害

本町で最も影響が及ぶと考えられる関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合には、町民の生活に支障を及ぼす様々な被害が生じ、また、その他の地震においても、帰宅困難者の対応や、他地域からの避難者受入れ等の対応が求められる可能性がある。液状化については、いずれも「極めて低い」ランクとなっている。

〔液状化可能性ランク別面積率〕

	東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始 点：北	破壊開始 点：中央	破壊開始 点：南	破壊開始 点：北	破壊開始 点：南
極めて低い	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
低い	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
やや高い	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
高い	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

「横瀬町地域防災計画より引用」

関東平野北西縁断層帯地震では、ランクA、ランクBの危険度が高い急傾斜地が数箇所見られる。

〔急傾斜地崩壊危険箇所数〕

	東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始 点：北	破壊開始 点：中央	破壊開始 点：南	破壊開始 点：北	破壊開始 点：南
箇所数	24	24	24	24	24	24	24	24
ランクA	0	0	0	1	1	1	0	0
ランクB	0	0	0	15	16	16	2	6
ランクC	24	24	24	8	7	7	22	18

「横瀬町地域防災計画より引用」

建物被害の予測においては、全壊はいずれの想定地震でも予測されていないが、半壊は関東平野北西縁断層帯地震で数棟予測されている。

〔要因別建物被害一覧表（半棟数）壊〕

	東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始 点：北	破壊開始 点：中央	破壊開始 点：南	破壊開始 点：北	破壊開始 点：南
揺れによる被害	0	0	0	5	12	10	0	0
液状化による被害	0	0	0	0	0	0	0	0
揺れ+液状化による被害	0	0	0	5	12	10	0	0
急傾斜地	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	5	12	10	0	0

「横瀬町地域防災計画より引用」

3 風水害

① 今後想定される水害

本町において、大雨が降りやすい時期は、7月を中心として6～10月にかけてであり、6～7月は梅雨、8月は寒冷前線や雷雨、9～10月は台風や秋雨の時期の低気圧に原因している。近年は、日本各地で短時間に局地的に降る集中豪雨による被害が多発しているが、秩父特別地域気象観測所のデータによると、2011～2020年（平成23～令和2年11月）の10年間で、1日の最大降水量が200mm以上の大雨は2回発生している。また、平成23年8月7日に、大字芦ヶ久保地内で、1時間に103ミリの記録的短時間大雨を観測し、埼玉県記録的短時間大雨情報 第1号が発表された。

② 風水害による過去の被害と想定される被害

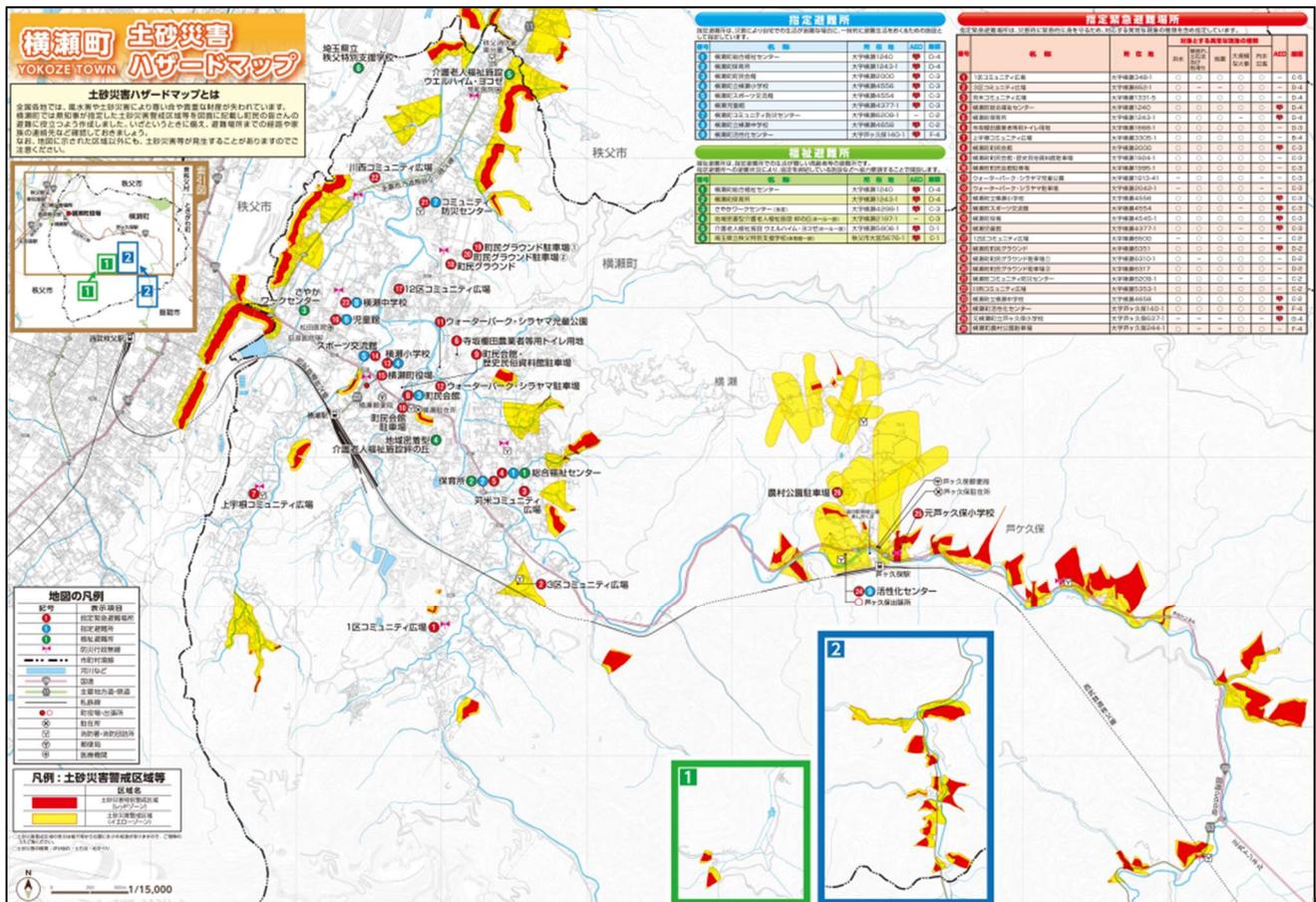
昭和以降の本町における過去の災害状況をみると、その原因は台風、降ひょう又は集中豪雨を伴った雷雨及び火災に大別される。主な被害内容は次のとおりである。

西暦（和暦）	地域／名称	主な被害
1947.9.15 （昭和22）	カスリーン 台風による 水害	突如関東地方を襲ったカスリーン台風は、秩父山系に610mmの大雨を降らせた。町の中央を横断する横瀬川は驚異的に増水し、氾濫して、町内主要道路の橋梁は語歌橋一つを残し全て流失した。 また、芦ヶ久保地区内田坂入沢の上流に豪雨による地すべりが発生し、沢流をせき止めた。たまたま付近を搬出中の材木を流水が呑み、満水した地すべりによる小湖は瞬時にして崩壊した。下流にある赤谷橋の橋脚に材木が乱積し、土砂をせき止め、一瞬にして県道の上下流は濁流の渦と化した。この付近にある人家7戸はたちまちにして流出し、全く救助の策もなく尊い人命の犠牲は7名にのぼった。この他、行方不明2名、負傷者3名、流失家屋7戸、半壊2戸、床上浸水10戸、床下浸水32戸という甚大な被害をもたらした。

西暦（和暦）	地域／名称	主な被害
1966. 9. 26 (昭和 41)	台風第 26 号	<p>【救助法適用】</p> <p>9月26日未明、秩父地方を襲った台風第26号は、町内の各地に悲惨なつめ痕を残し、またたく間に過ぎ去った。秩父測候所開設以来の最大瞬間風速 36.2m/s の強風を記録し、家屋の倒壊をはじめ、田畑、山林等に今まで経験したことのない大きな被害をもたらした。</p> <p>町本部の調査によると、住家の被害は全壊 20 戸、半壊 83 戸、一部破損 170 戸、床下浸水 20 戸、非住宅は全壊 36 戸、半壊 20 戸、一部破損 143 戸。さらに、公共土木施設、農作物の被害を含めると被害額は一億円にもものぼり、本町にも救助法が適用される大被害となった。</p>
1974. 6. 6 (昭和 49)	降ひょう、集中豪雨を伴う雷雨被害	<p>昭和 49 年 6 月 6 日、局地的に発生した雷雨は、異常な豪雨と 3 cm 大の降ひょうとなり、わずか 20 余分の間に町内を襲い、農作物等に大きな被害を与えた。</p> <p>特に降ひょうによる被害は大字芦ヶ久保の森下、日向山地区から大字横瀬苧米地区が集中的に甚だしく、果樹園、野菜畑等の夏作物に大きな損害を与えた。</p> <p>各被害面積は、ブドウ 13.3ha、イチゴ 3.0ha、プラム 8ha、ジャガイモ 10ha、きゅうり 1.4ha、ナス 1.4ha、小麦 3.5ha、大麦 1.5ha、トマト 0.3ha、桑 2.5ha、梅 0.5ha、ビニールハウス 500m²。総被害面積 45.5ha、被害額は 9,000 万円にのぼった。</p>
1982. 7. 31 ~ 8. 2 (昭和 57)	台風第 10 号	<p>発達した雷雲が停滞し、大雨・雷雨・洪水注意報が出されていた。さらに、8月2日には台風第10号が東海地方に上陸し、埼玉県をかすめて富山湾に抜けた。秩父測候所では、午前2時頃瞬間最大風速 31.2m/s を観測し、7月31日から8月2日までの総雨量は、324.5mm に達した。</p> <p>この強風と大雨による住家の被害は、一部破損 17 戸、床上浸水 9 戸、床下浸水 9 戸、非住宅は全壊 11 戸、半壊 9 戸。さらに公共土木施設や農林産物、特に山林の被害がひどく、倒木面積は 518ha にも達し、被害総額は 5 億 1,457 万円にのぼった。さらに、横瀬川の増水により和田地区の堤防が溢水（いっすい）しそうになったが、消防団及び町職員の懸命の土のう積作業により、浸水を防止した。</p>

西暦（和暦）	地域／名称	主な被害
2001. 9. 10 ~ 9. 11 (平成 13)	台風第 15 号	9 月 4 日にフィリピンの東海上で発生した台風第 15 号は、発達しながら日本の南海上を北上し、9 月 10 日未明関東に接近した。10 日午前 3 時、大雨・洪水警報が秩父地方に発令され、10 日から 11 日までに激しい雨が連続的に降り続き、横瀬町水道課（現：秩父広域市町村圏組合水道局）設置の雨量観測点では、降り始めからの総雨量 600mm を観測した。このため、町では、警戒体制第 2 配備を発令するとともに、10 日午前 10 時、小学校 2 校、中学校 1 校の授業を打ち切り、一斉下校を実施した。また、横瀬川の増水により和田地区の堤防が溢水（いっすい）しそうになったため、10 日午後 1 時和田地区 20 世帯 60 名に対し避難勧告を発令した。中郷 6 区中原団地 7 世帯 14 名は自主避難をした。その後、小康状態となったため、翌 11 日午前 6 時避難勧告を解除した。
2019. 10. 12~ 10. 13 (令和元) (令和元)	台風第 19 号 (令和元年 東日本台風)	【救助法適用】 10 月 6 日に南鳥島近海で発生した台風第 19 号は、マリアナ諸島を西に進み、一時大型で猛烈な台風が発達した後、次第に進路を北に変え、日本の南を北上し、12 日 19 時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。12 日午前 4 時、洪水・大雨警報が秩父地方に発表され、激しい雨が連続的に降り続き、国土交通省荒川上流河川事務所が町内に設置する雨量観測点では、降り始めからの総雨量 542mm を観測した（なお、県が町内に設置する二二九沢観測所では 657mm を記録）。12 日午前 9 時には警戒レベル 3「避難準備・高齢者等避難開始」、同日午前 11 時半には町全域「(3, 444 世帯、8, 231 人)」に避難勧告を発令した。同日午後 3 時半には気象庁から大雨特別警報が発表され、同日午後 4 時には警戒レベル 5 が発令された。既に開設していた自主避難所・福祉避難所に加え、新たに指定避難所を開設し、合計 373 人が避難した。一部区域では、横瀬川が危険水位に達したため、消防団に避難誘導を依頼した。町内では各所で土砂崩れが発生し、一部通行止めとなった。13 日午前、被害状況調査を実施し、同日午後 2 時 30 分、避難勧告を解除した。

本町では、大雨による浸水害、土砂災害等の被害が想定される。土砂災害防止法により、特別警戒区域に指定されている箇所も多数あるため、ソフト・ハードの両面からの対策が求められる。



「横瀬町 HP より引用」

4 災害リスクを高める社会経済的要因

本町では、近年は人口減少が続き、平成27年10月1日現在の国勢調査人口は、8,519人となっている。国勢調査人口を基にした埼玉県推計人口による令和2年1月1日時点の推定人口は8,022人であり、減少がさらに進んでいると想定される。なお、住民基本台帳による令和2年1月1日時点の総人口は、8,194人である。

年齢構成別にみると、15歳未満及び15～64歳は人口が減少しており、総人口に占める比率も低下している。一方、65歳以上は増加しており、総人口に占める比率は30.5%と4人に1人以上が高齢者であり、全国の高齢化率（28.5%）を上回っている。

従業地・通学地による人口をみると、町外での従業・通学者は2,663人に上り、人口の3分の1近くを占める一方、町外在住で本町に就業・通学している人口は1,176人で、夜間と昼間とは人口構成が異なる。そのため、地域の防災体制や帰宅困難者等の対応について検討していく必要がある。

少子高齢化、地域社会における人間関係の希薄化等により、地域の防災力が低下している状況において、行政内部では災害対応の経験者が少ないといった現状、課題もあり、大規模災害発生時には、行政機能が低下することも懸念される。

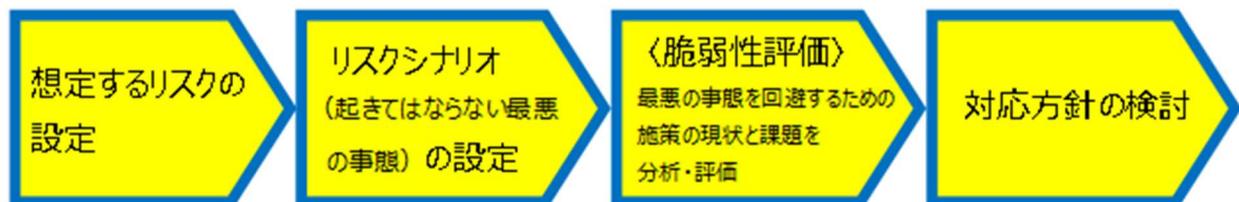
第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私達の国土や経済、暮らしが、災害や事故等により致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国計画、県計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、国が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討する。



2 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

県計画では、基本法第 17 条第 3 項の規定に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で脆弱性評価を実施している。具体的には、9 項目の「事前に備える目標」と37項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っている。本計画においては、これを参考に、先に述べた想定するリスクや本町の地域特性を踏まえ、それぞれ追加・削除・統合を行い、下記のとおり 8 項目の「事前に備える目標（行動目標）」と29項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

1. 被害の発生抑制により人命を保護する	
1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
1-3	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-4	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2. 救助・救急・医療活動により人命を保護する	
2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
3. 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	
3-1	沿線建築物等の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
3-2	旅客の輸送が長期間停止する事態
3-3	物資の輸送が長期間停止する事態
3-4	孤立集落が発生する事態
3-5	情報通信が輻輳・途絶する事態
3-6	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4. 必要不可欠な行政機能を確保する	
4-1	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5. 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態
5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
6. 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	
6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
7-3	危険物・有害物質等が流出する事態
7-4	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
7-5	避難所等の生活環境が悪化する事態
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
8-2	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
8-5	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

3 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策の分析・評価

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価を踏まえ、8項目の「事前に備えるべき目標（行動計画）」を達成するための16の施策分野（14の個別施策分野、2の横断的分野）を設定する。

施策分野		
個別施策分野	1	行政機能
	2	住宅・都市
	3	保健医療
	4	福祉
	5	エネルギー
	6	情報通信
	7	産業
	8	交通
	9	農業
	10	町域保全
	11	ライフライン
	12	教育
	13	土地利用
	14	環境
横断的分野	1	地域づくり・リスクコミュニケーション
	2	老朽化対策

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」と施策分野のマトリクス

		個別施策分野														横断的分野			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	1	2		
		行政機能	住宅・都市	保健医療	福祉	エネルギー	情報通信	産業	交通	農業	町域保全	ライフライン	教育	土地利用	環境	リスクコミュニケーション	地域づくり・老朽化対策		
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）																		
1 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	●			●													●	
	1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態	●	●																●
	1-3 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	●			●						●							●	
	1-4 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	●			●		●						●					●	
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	●				●							●					●	
	2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態				●	●													
	2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態	●			●							●						●	
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1 沿線建築物等の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態									●									
	3-2 旅客の輸送が長期間停止する事態									●									
	3-3 物資の輸送が長期間停止する事態											●							
	3-4 孤立集落が発生する事態	●	●				●		●										
	3-5 情報通信が輻輳・途絶する事態								●										
	3-6 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	●							●										●
4 必要不可欠な行政機能を確保する	4-1 町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	●																	
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態								●			●							
	5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態					●						●							
	5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態											●							
	5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態											●							●
6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態							●		●				●					
7 二次災害・被害を発生させない	7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	●																	
	7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態									●				●					
	7-3 危険物・有害物質等が流出する事態																●		
	7-4 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生										●								●
	7-5 避難所等の生活環境が悪化する事態		●	●														●	
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態															●			
	8-2 町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態		●				●		●										
	8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態	●									●								
	8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態									●									●
	8-5 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	●																●	

4 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価結果

事前に備えるべき目標 1：被害の発生抑制により人命を保護する

火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態

1-1)

施策分野：行政機能、福祉、地域づくり・リスクコミュニケーション

(自主防災活動の活性化)

県との連携による自主防災組織の組織化推進、住民主体の避難訓練や危険箇所の点検等、平時から活動の活性化を促進し、組織機能の発揮による住民の安全確保を推進

避難訓練や避難所開設訓練等に広く住民参加を促し、関係機関の災害対応力の強化、避難誘導體制の確保や住民の防災力向上を図るため、自主防災組織の働きは欠かせない。

町内 23 行政区では、区長及び各役員が中心となって自主防災組織を組織化しており、町が全庁的に実施している災害時初動訓練では、各行政区（単独で訓練を実施している区を除く。）と合同で訓練を実施している。

一方、各地域で「地区防災計画」を策定している行政区はなく、計画策定に向け、さらなる防災意識の高揚が必要である。

(避難誘導體制の整備（要支援者）)

避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿を活用した避難訓練の実施を推進。名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の作成を推進

避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練を実施するには、具体的な避難方法等を定めた個別計画の作成（見直し）が必要である。また、町の避難訓練実施と合わせて、町民全体の避難訓練実施に向けた内容の精査と「避難行動要支援者避難支援プラン（全体プラン）」の活用（提供）方法等の見直しについて検討が必要である。

建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態

1-2)

施策分野：行政機能、住宅・都市、老朽化対策

(住宅・建築物の耐震化推進)

多数の住民が利用する建築物等の安全性確保のため、耐震化対策等を推進

災害時に備え、多数の住民が利用する役場庁舎、公民館、学校施設その他の公共施設については、住民の安全性確保のため、耐震診断、補強工事、耐震改修等を実施している。また、子ども達を中心とした多くの住民が利用する公共性の高い民間の教育・保育施設等についても積極的に耐震化等施設の補強対策を推進している。

老朽化した施設については、耐震化対策と併せて建物の改修（改築）についても検討し、建物の老朽度に応じた対策を検討する必要がある。

木造住宅等の耐震化率向上のため普及・啓発活動を行い、耐震化施策を推進（耐震診断、耐震改修に係る県の助成も活用）

町では「建築物耐震改修促進計画」を策定し、昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度を実施している。

旧耐震基準（昭和56年以前の建築基準）の木造住宅に対して、耐震診断（5万円）、耐震改修（20万円）を補助しているが、「耐震診断及び耐震改修の補助金」については、数年にわたり申請がない。

今後、住宅の耐震化率向上のため、普及・啓発活動や人材育成に努め、耐震化支援の充実を図る必要がある。

危険なブロック塀等対策の推進（特に通学路を優先）

地震や暴風雨の際、老朽化したブロック塀が倒壊し、通行人が巻き込まれれば大けがや命に係わる危険性がある。

公道に面した危険なブロック塀の撤去及び安全な塀の築造に対して、平成31年度から2年間、補助金を交付している。平成31年度における補助金交付実績は、撤去のみが2件、撤去及び築造が3件で、令和2年度は撤去のみが2件、撤去及び築造が1件であった。

広報やチラシにより制度の周知を行っているが、危険なブロック塀の十分な解消には至っていない。

災害時に倒壊したブロック塀が避難の妨げとならないよう、危険なブロック塀について早急に撤去し、危険箇所を減少させる必要がある。

大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

1-3)

施策分野：行政機能、福祉、町域保全、
地域づくり・リスクコミュニケーション

(普及・啓発)

住民に対し、身近な災害リスクの認識や避難場所等の確認、避難勧告等の発令時にとるべき適切な避難行動等を普及・啓発し、「自らの安全は自ら守る」防災意識を高め、安全な避難の確保を推進

毎戸に土砂災害ハザードマップを配布し、同マップに避難所等の記載をして災害時に適切な行動をとるように周知している。また、町が毎年6月に全庁的に実施している災害時初動訓練において、各行政区（単独で訓練を実施している区を除く。）と合同で訓練を実施し、防災意識を高めている。

令和2年5月に埼玉県が公表した水害リスク情報図について、本町の浸水に対するハザードマップを令和3年度までに作成する必要があるが、現在は未策定である。

(総合的な水害・土砂災害対策の推進)

総合的な土砂災害対策の推進（ソフト対策）

毎戸に土砂災害ハザードマップを配布し、同マップに避難所等の記載をして災害時に適切な行動をとるように周知している。町が毎年6月に全庁的に実施している災害時初動訓練において、各行政区（単独で訓練を実施している区を除く。）と合同で訓練を実施し、防災意識を高めている。しかし、全体的に山が多く、土砂災害が発生する可能性が高い地域ではあるが、地域ごとに特化した訓練が十分にできているとは言えない。また、住民の土砂災害への警戒意識を高めるような施策も現時点では不十分であり、今後検討していく必要がある。ハザードマップの充実、タイムラインや住民が災害時にとるべき行動をまとめたガイドライン等の作成について、具体的な検討が必要である。

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進

高齢者、障がい者等要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなる。

平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成が必要となる。要配慮者利用施設における避難確保計画作成については、介護保険制度において指定権限を有する保険者として、町が必要に応じて助言等を行う必要がある。

(落石防護柵等の防災対策施設整備)

道路災害の未然防止のため、落石や岩石崩落等道路防災点検の結果に基づき、防災対策工事を実施（幹線道路を優先）

町では、道路ストックの総点検結果に基づき、平成 24 年度以降、落石柵・擁壁修繕等補修工事を実施している。しかし、今後起こり得る大規模災害による道路インフラの被災により、救助活動や復旧対応に大きな影響が生じる可能性があるため、町内幹線道路を優先しながら、順次、防災対策工事を実施する必要がある。

また、継続して道路・河川等施設の点検、危険箇所の把握及び防災対策施設の整備を進めていく必要がある。

(避難誘導體制の確保（要配慮者利用施設）)

土砂災害等により被害の発生が予想される要配慮者利用施設において具体的な避難・受入れ方法等の手順を示すマニュアルの整備により、災害時の避難誘導體制を確保

土砂災害警戒区域等において、土砂災害等により被害の発生が予想される要配慮者利用施設 2 施設の内 1 施設からは「避難確保計画」が作成され提出済みであるが、計画未作成の施設については、今後作成をしていく必要がある。

計画作成が必要な施設に対しては、適正な計画が作成できるよう必要に応じて助言をしていくことが必要である。

災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

1-4)

施策分野：行政機能、福祉、情報通信、教育、
地域づくり・リスクコミュニケーション

(要配慮者が迅速かつ安全に避難できる地域づくり)

住民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを推進するため、個別計画作成や活用を促進

高齢者、障がい者等要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する可能性が高くなる。そのため、避難行動要支援者名簿を活用し、災害時の要支援者に係る避難場所等を定め、適切に避難誘導できるよう「個別計画」を地域住民と協力して作成する必要がある。

大規模災害時における高齢者等要配慮者の福祉・介護等に係るニーズ把握及び迅速かつ円滑な支援活動を展開するため、社会福祉協議会や福祉関係団体等との福祉支援体制構築を推進

大規模災害の経験がない本町としては、被災時における各種支援体制を構築するためのノウハウに乏しく、実際に被災した地域での支援活動を学ぶ機会を得る必要がある。また、社会福祉協議会、福祉施設、医療機関等との連携した支援ネットワークの構築も必要である。

「福祉避難所（避難行動要支援者向けの避難所）」の受入れ体制を充実。避難行動要支援者に係る運営マニュアルの整備等により、避難者の安全・安心な生活環境を確保

町では、福祉避難所運営マニュアルを作成しており、当該計画に基づき、大規模な地震を想定した福祉避難所設置・運営訓練を民間施設と連携して実施している。

町内には、指定福祉避難所が7か所あるため、それぞれの施設に合わせた実地訓練が必要となる。定期的な実地訓練を実施することで関係機関が情報を共有し、実情に合わせた運営マニュアルの見直しを行っていく必要がある。

(児童・生徒に対する防災教育の充実)

児童・生徒が自ら危険を回避する力を育成するための防災教育と避難訓練を中心とした実践的安全教育の推進

本町では、児童・生徒が自ら危険を回避する力を育成するため、各小・中学校において避難訓練を学期ごとに年3回実施している。また、緊急地震速報に合わせて初動訓練を年2回

実施している。年間を通じて訓練を実施する中、いつ、どのような状況にあっても、その場の状況に応じて危険を回避する力を育成するよう無予告での訓練を年間1回は実施している。

自宅から学校までの経路の中で危険と思われる場所の確認や咄嗟（とっさ）に危険を回避する行動がとれるよう、小学校では年間1回引き渡し訓練を実施し、保護者とともに徒歩で帰宅する訓練を行っている。

児童・生徒の発達段階に応じて危険を回避する力を育成していくよう、より実践に基づいた訓練を実施する必要がある。そのためには、初期行動（短時間訓練）を繰り返し実施することが重要である。今後、学校のICT化を推進する中で、各自の端末を用いた防災訓練にも取り組んでいく必要がある。

（避難誘導體制の整備（自主防災組織等））

防災訓練（豪雨や地震等想定）実施や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知

毎戸に土砂災害ハザードマップを配布し、同マップに避難所等を掲載することで、災害時に適切な行動がとれるように周知している。

町が全庁的に実施している災害時初動訓練において、各行政区（単独で訓練を実施している区を除く。）と合同で訓練を実施し、防災意識を高めている。令和2年5月に埼玉県が公表した水害リスク情報図について、町の浸水に対するハザードマップを令和3年度までに作成する必要がある。

（避難所運営等災害対応業務を遂行できる職員の育成）

大規模災害時には避難所運営、住家被害認定調査等災害対応業務について多くの人員を要するとともに、早期の支援が期待されることから、研修等を通じ、町内外において、円滑に活動できる職員を育成

避難所運営については、災害時初動マニュアル等において、いきいき町民課、教育委員会（教育施設に限る。）が中心となって各課協力により実施することとしているが、訓練等が十分でなく、また職員には異動があるため、災害時に十分な活動ができない可能性がある。また、住家被害認定調査は税務会計課で実施としているが、十分な研修ができておらず、町内外において活動できる職員の育成が必要となる。

災害時には、限られた職員で適切な行動がとれるように体制を整備することが必要である。そのため、防災担当課職員のみならず、現場で活動する職員の研修や実地訓練が必要となる。今後は、災害時に各課職員が無駄のない有効な行動がとれるように、全庁的に研修や訓練を継続して実施する必要がある。

(住民主体による避難対策の強化（ソフト面）)

地区防災計画・地区避難計画等の策定推進

現在、各行政区では自主防災組織の体制を整備し、万一の災害時には各行政区の長等を中心に適切な避難ができるよう訓練等を実施しているが、防災に対する取り組みには行政区ごとに温度差がある。また、各地域において地区防災計画まで策定している行政区はなく、今後、さらに防災意識を高めていくことが必要である。

(自主防災活動リーダーの養成)

今後、自主防災組織の結成を目指す地域の代表者等を対象とした研修会や、より高度な知識や技能を習得するための実践的な研修会を開催し、自主防災活動リーダーの養成を推進

町内にある 23 行政区ごとに、区長及び各役員が中心となって自主防災組織を全ての区で組織化している。自主防災活動リーダーは、各区長をはじめとした役員が担当するケースが多いが、数年で交替となってしまうため、継続してリーダーとなる町民の育成ができていない。

事前に備えるべき目標2：救助・救急・医療活動により人命を保護する

救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態

2-1)

施策分野：行政機能、情報通信、教育、
地域づくり・リスクコミュニケーション

(町施設における災害応急対策拠点としての機能喪失防止)

町施設における震災時の非構造部材落下防止対策や災害拠点施設割増補強等を推進

町公共施設の内、昭和56年6月以前に建設された旧耐震基準の建物については、ほぼ大半の施設が耐震対策を実施しているが、耐震対策を実施していない建物について、早急な整備等が必要である。また、震災時の非構造部材の落下防止対策等、対策のできていない施設の洗い出しを行い、適切な対応をしていく必要がある。

災害拠点施設について、構造が災害時に十分対応できるものであるか、必要な補強はあるか等を固定観念にとらわれず抜本的に見直し、検討していくことが必要である。

(災害対策用資機材の確保・充実)

災害時に必要な消防団資機材の確保・充実

消防団の資機材については、地域の実情に合わせた配備に努め、当該資機材を用いて消防署職員の指導により各種訓練を行っている。しかし、従前から必要とされてきた資機材が十分に配備できていないことから、これら資機材の確保について、計画的に対応していく必要がある。

(災害医療体制の充実)

災害医療関係機関の体制及び連携の強化

災害発生時に傷病者に対して医療救護活動を行うため、秩父郡市医師会と本町を含めた1市4町で「災害時の医療救護活動に関する協定」を締結している。しかし、協定締結後、全体訓練等が実施できていないことから、災害時にどのような連絡体制をとればよいか、どのような行動をとればよいかといった必要な初動体制がとれていない。

重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築

現在、災害時の「重度心身障がい児者」及び「医療的ケアが必要な障がい児者」に対する支援ネットワークの整備が遅れており、県保健所、医療機関、福祉施設等との連携した支援ネットワークの構築が必要である。

(災害時健康管理体制の整備)

災害時の保健活動体制整備の推進

災害時保健活動に必要な物品や人員配置、連携が必要な関係機関の洗い出しとその連絡体制、また、平常時からの啓発活動、初動活動時の具体的な行動、受援体制等について、必要な検討が行われていない。庁内関係部門が連携し、既計画やマニュアルとの整合性を図りながら検討していく必要がある。

(災害時医療体制の確保)

災害派遣医療チーム（DMAT）受援体制

埼玉県では、災害派遣医療チーム（DMAT）派遣体制が構築されているが、現状では、県北部における指定病院の2医療機関が対象となっている。

当該医療機関については秩父圏域外であるため、今後の受援体制について検討が必要である。

(社会福祉施設等への支援)

災害派遣福祉チーム（DWA T）との連携強化

2017年に、埼玉県、県社会福祉協議会及び県内17か所の福祉関係団体で組織する「埼玉県災害派遣福祉チーム（DWA T）」が設置された。

これにより、災害時の福祉支援体制等が構築されているが、認知度が低いため広く制度について周知していくことが必要である。

ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

2-3)

施策分野：行政機能、保健医療、ライフライン
地域づくり・リスクコミュニケーション

(疫病・感染症等の大規模発生予防)

感染源対策、感染経路対策、健康管理対策を内容とする「災害時における感染予防対策マニュアル」を作成し、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の大規模発生を防止

災害時における避難所での大規模感染症の発生、まん延を防止するため「横瀬町における新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた避難所開設・運営方針」を策定している。

避難所開設・運営方針に基づく最低限の訓練は実施しているが、全体訓練は実施できていない。今後、厚生労働省からの通知と最新の情報等を基に、有効な感染拡大防止対策、マニュアル作成について検討する必要がある。

(災害時避難所運営の事前取決め)

避難所における必要な物品（特に女性や要配慮者向け）等の備蓄を推進。外国人観光客等に対応する通訳ボランティアとの連携及びマニュアル策定を推進

災害時に必要となる物品（備蓄品）については、甚大な災害が発生した際、最低3日間（県1.5日・町1.5日）避難者に対応できるような対策を講じているが、水やアルファ米等が中心で、特に女性や要配慮者向けの備蓄品については十分な備蓄ができていない。

災害時の避難所開設・運営において、女性や要配慮者が必要とする物品等のニーズを調査し、適正な備品を整備する必要がある。また、本町は、都心にも近い観光地であることから、災害時に来町している外国人観光客への対応策（通訳ボランティアとの連携等）について検討していく必要がある。

(避難所における感染症対策)

避難所開設時に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に代表される感染症予防のため、感染症対策を記載した避難所開設・運営マニュアル等を作成し、施設の消毒等、蔓延防止措置を準備

災害時における大規模災害の発生、まん延を防止するため、「横瀬町における新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた避難所開設・運営方針」を策定している。

当該方針に基づいた対策や避難所での事前受付、体調不良者の避難スペース確保、発熱者への対応だけでなく、避難スペースの消毒作業といった使用後の予防対策等についても準備していく必要がある。

避難所における感染症等の大規模発生を防ぐため、避難者間の十分なスペースや、発熱・咳等の症状がある方への専用スペースを確保したレイアウトとするとともに、職員の対応力向上のための避難所開設訓練を実施する等、感染症対策を推進。特に高齢者・傷病者・妊婦・子ども等に対する適切な配慮について検討

災害時に、避難所における感染症等の大規模発生を防止するため、「横瀬町における新型コロナウイルス等感染拡大防止を踏まえた避難所開設・運営方針」を策定し、避難所の適正な運営について対応している。しかし、感染拡大防止を踏まえた職員の訓練等は十分に実施できているとは言えず、また、災害の規模によっては、避難所で必要な人員不足が想定されるため、実際の運用面について検討していく必要がある。

(下水道事業継続計画（BCP）の策定)

大規模災害時に下水道事業を継続するための計画である下水道事業継続計画（BCP）策定推進

下水道事業継続計画（BCP）は、平成25年度に策定済みであり、随時改定を行っている。大規模災害が発生し、長時間の停電が起きた場合の課題として、現在の水質管理センターは自家発電設備を保有しておらず汚水処理が滞ってしまうため、自家発電設備の設置が必要不可欠である。また、移動式の自家発電機や排水ポンプ等資機材の購入、薬品類貯蔵施設の整備等を進め、大規模災害に備え備蓄量を増加していく必要がある。今後についても、供用開始区域の拡大、町地域防災計画及び水害ハザードマップとの整合性を図り、水質管理センター、マンホールポンプ場、管渠等について災害対策をさらに推進する必要がある。

また、令和2年度に、水害対策を盛り込み事業継続計画（BCP）の大幅な改訂を行ったが、改訂の段階で水質管理センター等の耐水化対策は盛り込んでいない。

事前に備えるべき目標3：交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

3-1) 沿線建築物等の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態

施策分野：交通

(管理道路沿いの樹木伐採による通行安全対策)

緊急輸送路や孤立のおそれがある集落へ通じる道路の通行止めを未然に防ぐため、管理道路沿いの町有地、ならびに民有地樹木を伐採

交通量が多い幹線町道において、支障木や今後倒木のおそれのある樹木を発見した場合、町有地であれば早急に町で伐採等対応しているが、民有地の場合、所有者に撤去してもらうよう依頼している。

民有地にある樹木の伐採については、所有者負担が原則となっているが、撤去の依頼をしても対応してもらえないといったこともあり、課題となっている。

旅客の輸送が長期間停止する事態

3-2)

施策分野：交通

(緊急輸送路における要対策橋梁等の震災対策)

緊急輸送路の機能確保を図るため、橋梁の耐震補強を実施。また、一定高さ以上の沿道建築物について建物所有者による耐震化を促進

町内で緊急輸送道に指定されている道路は一般国道 299 号のみである。管轄する埼玉県では、緊急輸送道路に架かる橋梁の耐震補強を優先に工事を進めており、平成 30 年度末耐震補強の進捗率が 84.4%に至っている。

また、本町では沿道に倒壊により道路を塞ぐおそれのある高層建築物は見られない。現時点で特段の耐震診断・耐震改修の義務付けは行っていない。しかし、今後、沿道に一定規模の建築物が建築される可能性も否定できないため、耐震診断・耐震改修の義務付け等対応を検討していく必要がある。

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

歩道整備、防護柵設置等交通安全対策を含めた道路ネットワークの着実な整備

道路インフラの被災により、避難場所、医療施設、防災拠点、役場等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる可能性がある。地域をつなぐ生活道路、通学路及び避難経路である主要町道については、既存道路の拡幅、歩道未整備道路への歩道整備を早急に行う必要がある。

(大雪に伴う孤立防止対策)

大雪による災害の経験を踏まえ、除雪支援体制の構築、除雪機械の増強、ホームページ等を活用した広報を実施

大雪に伴う除雪作業は災害復旧時と同様に早期の道路復旧が重要である。除雪に関しては、町内の土木団体に委託し、重機を所有している企業に協力を得て行っているが、作業に伴う雪の掃き付け先や持ち運び場所の確保に苦慮している。また、住宅等の出入口の掃き付けに対する苦情や路上駐車による作業への支障が問題となっている。

大雪に伴う孤立を防止するため、除雪作業を実施するにあたり、団体・企業等の継続的な協力、また、住民の除雪に対する意識・理解が重要である。

物資の輸送が長期間停止する事態

3-3)

施策分野： ライフライン

(物資の備蓄)

公的備蓄計画を見直し、計画に基づく公的備蓄を推進

災害時に必要となる物品（備蓄品）については、水やアルファ米等を中心に最低3日間（町1.5日・県1.5日）避難者に対応できるような対策を講じている。毎年、備蓄品の必要数量を購入しているが、近年多発する災害の状況を踏まえ、最新の状況に合わせた計画の見直しを実施していく必要がある。

孤立集落が発生する事態

3-4)

施策分野： 行政機能、住宅・都市、情報通信、交通

(孤立可能性集落への対策)

災害時に孤立する可能性のある集落等については、あらかじめ連絡窓口の明確化や通信手段の多重化により非常時の連絡体制を確保。家庭や集落単位での備蓄の推進、特設公衆電話の設置等避難所の防災機能を向上

災害時に孤立する可能性のある集落を想定し、防災訓練時に衛星電話での通話等を実施しているが、一部地域に限られており、他の孤立可能性のある集落等について、今後検討していく必要がある。また、家庭や集落における備蓄については各行政区や個人に委ねている面もあり、町として十分な周知はできていない。特設公衆電話の設置については対応できているが、避難所でのスマートフォンのモバイルバッテリー等避難者への支援について、検討する必要がある。

情報通信が輻輳・途絶する事態

3-5)

施策分野：情報通信

(情報伝達体制)

(大規模) 災害時に、県及び災害関係機関等との通信遮断により、災害応急対応に重大な支障が生じないように、通信手段の多重化等について検討

(大規模) 災害時に有線を中心とした通信遮断があった場合、現時点では、衛星系の埼玉県防災行政無線設備を活用することとしている。また、衛星携帯電話により、災害時に孤立が想定される一部地域との通信手段については確保している。

今後、大規模災害時に備え、様々な通信手段について調査し、導入等を検討していく必要がある。

情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

3-6)

施策分野：行政機能、情報通信、老朽化対策

(災害応急対策の指揮・情報伝達活動等を行う庁舎等の耐震性確保や設備充実)

災害応急対策の拠点となる施設の耐震性確保や、自家発電装置、太陽光パネル、蓄電池の設置等非常用電源設備の整備を計画的に実施

災害応急対策の拠点となる施設の耐震性については、公共施設等耐震改修実施状況調査において13対象施設、17棟数の内、昭和56年以前の建築の棟数が6棟であり、全てが耐震化済みとなっている。

太陽光パネルは2棟設置されている。また、蓄電池の設置等非常用電源は2棟のみ設置で、災害時等に必要となる非常用電源の確保について検討していく必要がある。

事前に備えるべき目標 4：必要不可欠な行政機能を確保する

町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態

4-1)

施策分野：行政機能

(業務継続計画（BCP）、庁舎機能不能時対策)

大規模自然災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした業務継続計画（BCP）の更新・見直しを継続するとともに、庁舎機能不能時に対応できる体制を確保

大規模災害時に適正な業務執行を目的とした業務継続計画（BCP）については、毎年人事異動等の内容を反映し必要な改訂を行っているが、策定後、全体的な見直しは実施していない。各課で災害時に必要となる業務を改めて見直す等の連携も必要であるが、必要最低限の改訂のみ実施し、大幅な見直しはできていない。

業務継続計画（BCP）について全体の見直しを行い、庁舎機能不能時でも適正な行動がとれるような体制づくりが必要である。災害時に町職員を中心に有効な行動がとれるよう、実効性のある計画となる業務継続計画（BCP）全体の見直しを行う必要がある。

(防災救援体制の強化)

町における受援体制の強化

災害時に町行政機能が低下する状況で、町職員だけでは対応できない場合、外部ボランティア等の受入れが必要となるが、これについて町社会福祉協議会が受入れ窓口となって対応している。他市町村職員等の受援体制については、町で対策を講じる必要がある。

外部からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための体制について、町社会福祉協議会と協議を行い、役割分担を明確にすることで、町として適正な体制を整備する必要がある。災害時に、外部からの支援受入れに伴う執務室や宿泊先といった確保について、今後、検討、調整を行う必要がある。

(広域連携の推進)

町域を越える広域避難の検討

「災害時における埼玉県市町村間の相互応援に関する基本協定」において、被災市町村のみでは十分な対策が講じられない場合の相互応援については締結できている。

今後は、近隣市町村との相互応援協定だけでなく、避難行動を中心に町域・県域を越えた体制を改めて検討していく必要がある。

事前に備えるべき目標 5 : 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態

5-1)

施策分野 : 交通、ライフライン

(早期の道路啓開、復旧)

災害時における避難や救急活動、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等確保に必要な道路について、早期の道路啓開に係る体制を関係者と連携し確保

現在、町内関係団体等と、公共施設の機能確保及び回復を図ることを目的とし、「災害時における応急対策業務に関する協定」を取り交わし、早期の道路啓開、復旧体制を構築している。しかし、災害時の復旧作業における課題、改善点等について、これまで協議する場を設定していないため、将来に向けた対策が講じられていない。

電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

5-2)

施策分野 : エネルギー、ライフライン

(総合的な大規模停電対策の推進)

倒木によるライフライン被害軽減対策の推進

災害発生時における町道等の状況把握において、電線や電話線に倒れている樹木等を発見した場合は、早急に事業者連絡し、対応している。町民からの通報があった場合も同様に、事業者連絡し、対応している。

電線、電話線に対する災害時の対応は、各事業者が主体となり対応しているが、ライフラインとして早急な対応が必要であることから、町と事業者で綿密な打合せが必要である。

(再生可能エネルギーの活用)

木質バイオマス利用施設の整備

本町では、木質バイオマス熱利用施設の整備について検討を行っているが、木材の安定確保や運転管理等技術者の確保が困難であるため、実施には至っていない。

木質バイオマス利用可能な施設の検討を行うとともに、木材の安定確保や運転管理等技術者の確保が必要である。

(上水道施設・設備の耐震化)

上水道の基幹管路、浄水場、配水池等について、重要度の高い施設・設備を優先した耐震化計画の策定を推進

横瀬町では、少子高齢化等による給水人口の減少に対応し、水道事業を維持していくため、平成 28 年度から秩父地域 1 市 4 町により広域で事業を実施するにあたり、基本計画を策定し、事務の効率化や施設の統廃合、災害対策の推進等を図っている。この計画に基づき、令和 7 年度までに耐震基幹管路を整備、配水池の更新を実施し、本町へ配水することで、一部施設を廃止する予定である。また、町内への配水状況により順次施設の更新及び統廃合を進める予定である。

このように、本町での水道事業広域化に伴う施設の統廃合、更新、基幹管路の耐震化等については計画の途上であり、今後も基本計画に基づき水道事業の効率化を図ることが必要である。

(下水道施設の耐震化等)

公共下水道施設の耐震診断を進め、耐震性能が不足する下水道管路や処理場等の耐震化を実施

水質管理センターは耐震化施設として築造されており、管渠についても耐震管を布設している。施設・管渠ともに耐用年数を経過していないが、今後、老朽化の状況に応じて、施設等の耐震診断及び耐震化が必要となる。また、大規模災害を想定した災害対策においては整備が不十分な面もある。

水質管理センターは、供用開始後13年が経過し、ポンプ設備、機械設備、電気設備、ろ床等については耐用年数が短いため、老朽化による更新を計画的に実施していく必要がある。

今後、さらに更新箇所が増加が懸念されているが、現在は年度ごとの詳細な更新需要の算定が困難な状況にあるため、下水道施設の資産マネジメントを導入した投資・財政計画を策定し、下水道施設の耐震化を推進する必要がある。

大規模災害が発生し、長時間の停電が起きた場合、現在の水質管理センターは自家発電設備を保有しておらず汚水処理が滞ってしまうため、自家発電設備の設置が必要不可欠である。

横瀬町特定環境保全公共下水道事業の整備推進

水質管理センターにおいては、供用開始区域の拡大（みかど地区については、下水道事業を推進するため事業計画区域に取り入れるため、今後下水道事業計画の変更が必要）に伴う流入水量の増加に応じてろ床の増設が必要となる。

水質管理の面では、荒川流総計画と整合性を図り、好気性ろ床法を用いた循環式硝化脱窒法、膜分離活性汚泥法等高度処理方式の導入について検討していく必要がある。

大規模災害時における水質管理センターへの災害対策として、自家発電設備の設置及び薬品類貯蔵施設の築造等を実施していく必要がある。また、マンホールポンプ場への浸水害対策についても検討していく必要がある。

(合併処理浄化槽の設置促進)

県補助事業との連携により、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換等を推進

現在、町では約120基合併処理浄化槽を設置しており、その内約50基が単独処理浄化槽及びくみ取り便槽からの転換となっている。しかし、町内には、以前、単独処理浄化槽約390基

とくみ取り便槽約 90 基が現在も使用されており、合併処理浄化槽への転換をさらに推進していく必要がある。

既設合併処理浄化槽の帰属(寄附)制度については、現在 7 基の合併処理浄化槽を帰属し、町が管理を行っている。町管理外の合併浄化槽については、町内に約 790 基存在しており、維持管理については所有者自らがしている。

令和元年度に行ったアンケートから、設置費用の負担(経済的要因)、家屋の後継ぎがない(社会的要因)等の課題が把握できた。経済的要因の課題を解消するため、合併処理浄化槽への転換に伴う個人負担費用の軽減を図るための施策が必要となる。

今後、浄化槽施設に係る耐用年数の経過や老朽化が進行した場合は、浄化槽本体の入替えや修繕を適正に実施する必要がある。また、狭小地等へ浄化槽を設置する場合は、補強性の高い施工にて設置し、浄化槽の長寿命化を図る必要がある。

事前に備えるべき目標6：「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する

農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

6-1)

施策分野：産業、農業、土地利用

(農地、農業用施設の保全)

地域での共同活動により維持されている農業用水路やため池等について、今後も地域住民等により保全が継続的に行われるよう、共同活動支援制度を広く啓発し、取組を維持・促進

国・県が推進する多面的機能発揮事業（多面的支払交付金1集落15.9ha、中山間地域等直接支払交付金6集落36.3ha）等を活用し、農業用水路やため池等について、今後も地域住民等により保全が継続的に行われるよう啓発を行い、取組を維持・促進していく必要がある。

(共同取組活動の推進)

農地等地域資源を守る共同活動等の推進

農業者の高齢化等に伴い、個人で農業生産活動を維持するには限界があり、年々農地等地域資源を保全することが難しい状況にある。そのため、農地等の地域資源を守る共同活動等を推進するため、農業任意団体組織に補助金を交付している。

農地を適正に保全するため、農業任意団体組織への補助金支出等について、今後も継続的に実施していく必要がある。

鳥獣害の防護と捕獲の一体的推進

野生鳥獣による農作物等への被害を防止し、農家が被害なく農作物を収穫できるよう追い払い用花火及び爆竹の交付並びに電気柵設置方法の指導及び補助金の交付を実施している。また、鳥獣害による被害が頻繁に見られる場合は、武甲猟友会へ委託し有害鳥獣の捕獲を実施している。

これらの対策については、鳥獣が町民の生活圏に出没し農業被害等が発生した際の対応のみとなっている。

事前に備えるべき目標 7 : 二次災害・被害を発生させない

消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態

7-1)

施策分野 : 行政機能

(地域防災力の強化)

地域の火災・災害対応の中核となる消防団員確保のため、必要な取組を県・町・協会等を実施し、地域防災力を向上

町内の火災・災害時に積極的に活動する消防団員については、年々減少傾向にあり、定員を大きく下回っているのが現状である。そのため、消防団員のPR活動について継続して実施していくことが必要である。

また、団員の待遇改善を図るとともに、県協会による消防団員の教育訓練に積極的に参加し、人材の育成に努めていくことが必要である。

(空家対策)

大規模災害発生時、家屋の倒壊による道路の閉塞や火災の延焼拡大防止等のため、空き家発生の抑制、除却・利活用を推進

老朽化した空き家を抑制するため、空き家の除却費用の一部を補助する制度を実施している。空家等対策協議会の設置、空家対策計画の策定等により総合的な空家対策を実施している。また、特定空家の認定基準を定め、管理がされていない空き家について、法律に則り、督促等を実施している。

大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生等を防止するため、空き家の利活用や除却等、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、総合的な空家対策を推進する必要がある。

洪水抑制機能が大幅に低下する事態

7-2)

施策分野：農業、土地利用

(農地・農業水利施設等の適切な保安全管理)

食料の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐため、ほ場や農業用排水路等農業生産基盤の整備・機能保全対策を計画的に実施

食料の安定供給を確保するため、町内 10 か所約 47.2ha のほ場整備や農業用排水路等の農業生産基盤整備を実施している。

農地の荒廃を防ぐため、地域の農家と話し合いを行う機会を設け、人農地プランの見直しを行うとともに、農業生産基盤整備を計画的に進める必要がある。

また、農業生産活動の維持・向上のため、多面的機能発揮事業等について、参加集落を募り積極的な推進を図る必要がある。

危険物・有害物質等が流出する事態

7-3)

施策分野：環境

(環境保全)

大規模災害発生時に有害物質の飛散・流出を想定し迅速な対応をするため、課題を整理・検討

水質事故や大気汚染等についてはマニュアルを作成し、埼玉県秩父環境管理事務所や秩父消防署と連携し対応することとしている。

有害物質を扱っている事業所について状況を適正に把握し、有害物質の飛散・流出事故を想定した適正な装備等について、今後整備していく必要がある。

水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設に適用される構造基準等について、引き続き構造基準等の遵守を指導。また、有害物質の拡散・流出時に汚染の程度を迅速に把握する必要があることから、緊急時のモニタリング（大気・水質）体制を強化

現在、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設については埼玉県が所管しており、設置の届出等について町では状況が把握できていない。

水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設について埼玉県と情報共有を行い、有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設を適正に把握する必要がある。

7-4)

ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

施策分野：町域保全、老朽化対策

(地すべり防止区域の被害未然防止)

農地や農業用施設、人家等が位置する土地の地すべりを防止するため、対策工事の推進、地すべり防止施設の適切な管理を実施

農地の適正な状況を把握するため、毎年農業委員会で農地パトロールを実施している。パトロール時に農業用施設や土地の地すべり等を確認した場合は、早期に対策工事等を県と連携して実施する必要がある。

地すべりの発生を防止するため、県や町だけでなく、民間からの情報提供等を活用しパトロールを行う必要がある。

(山地災害の防止)

老朽化した治山施設等に対する対策を計画的に実施

治山施設は、主に県（秩父農林振興センター）が管理しており、全体的な把握はできていない。

県と情報共有を図り、老朽化した治山施設等を適正に把握していく必要がある。

(ため池の点検等安全対策)

ため池等の損壊に備え、迅速な避難や応急対策等の措置を講じるためハザードマップを整備。また、ため池の維持管理者（農業者）と連携してため池堤体等の点検を実施

町内のため池は、人家に隣接した位置にあり、規模も大きく、万一災害等により堤体が損壊した場合は、住民の生命・財産に多大な影響を及ぼすことが想定される。

また、ため池内に土砂が堆積することで、排水の阻害になる可能性もあり、農業用水として利用していない時期に、池干しや浚渫等を行い、適切な維持管理を行う必要がある。

避難所等の生活環境が悪化する事態

7-5)

施策分野：住宅・都市、保健医療、地域づくり・リスクコミュニケーション

(避難者の健康状態悪化防止)

県等との連携による、必要な保健師等の派遣受入れ

災害時に避難所等で活動する保健師等を外部から受け入れた際、事前に活動を想定し、役割分担を適正に検討しておく必要がある。

また、災害時における保健師の活動に係る行動マニュアル作成に向けた検討を行う必要がある。

(被災者の住まい確保に向けた体制整備)

災害により住宅を損壊した住民に速やかに住居が供給できるよう、応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅の借り上げに関する協定を締結する体制整備を検討。また、住宅の一部を被災した住民が、速やかに自宅での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する体制を整備

災害時に住宅の全壊・半壊といった被害を受けた住民への住居の対応に係る応急仮設住宅建設予定地については、町民会館南側駐車場を対象としている。

また、指定避難所だけでは対応ができないことを想定し、必要に応じて民間賃貸住宅、ホテル等の借り上げについて検討を行う必要がある。

住宅の一部を損壊した町民に対し、応急的な修繕に係る対策についても検討していく必要がある。

事前に備えるべき目標 8 : 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

8-1)

大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態

施策分野 : 環境

(災害廃棄物対策の推進)

災害廃棄物処理計画策定に向けた準備・推進

現在、災害廃棄物処理計画については未策定であるが、災害廃棄物仮置き場のレイアウト図については作成済みである。

廃棄物処理の実施主体が秩父広域市町村圏組合であることから、秩父広域市町村圏組合と連携した災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

8-2)

町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策分野 : 住宅・都市、情報通信、交通

(社会資本の適切な維持管理)

道路施設、河川構造物、砂防施設等の計画的点検、補修等の実施

現在、基盤インフラの長寿命化修繕に関し、道路橋については定期点検・修繕計画により、計画的な補修工事を実施しているが、さらなる計画の見直しが必要である。

(がれき等が散乱し、支援車両等が通行できない事態の回避)

障害物の権利関係に留意し、緊急輸送路等から交通障害物を迅速に除去することで速やかな道路啓開等を実施。大雪災害時には道路区間の指定を行い、車両の移動を指示

現在、町内関係団体等と公共施設の機能確保及び回復を図ることを目的とした協定に基づき、早期の道路啓開、復旧体制を構築している。しかし、これまで実施された復旧作業に係る課題、改善点等について関係団体と協議がなされていなかったため、検討会を実施し、課題についての対応策を講じ、さらなる連携体制を強化する必要がある。

8-3)

土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

施策分野：行政機能、町域保全

(住宅の再建等を迅速に実施するため、地籍調査の継続的实施)

大規模災害に対する備えとして、地籍調査の実施及び適宜更新

災害等で土地の形状が変化しても、土地境界が容易に復元でき、災害復旧に迅速に対応できるよう、地籍調査を平成31年度より実施している。地籍調査を町全体で完了させるには、費用面、人員不足といった課題があり、今後検討していく必要がある。

8-4)

耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

施策分野：農業、老朽化対策

(農業用水の安定確保、基幹的農業水利施設の耐震化対策、長寿命化対策の計画的な推進)

農業用施設等の被災による農作物の生産能力低下を防ぐため、基幹的水利施設の耐震診断を推進。また、基幹的水利施設の長寿命化のため、機能保全計画を策定し、緊急性の高い路線の対策工事を順次実施

町が管理する農業用水路は、3か所の幹線となる水路と、各支線の水路があるが、通常の維持管理は町内各水利組合で実施している。ため池は、姿の池のみであるが日常の維持管理は地元の水利組合で行っている。なお、姿の池の耐震化工事は令和元年度に実施済みである。用水路については、老朽化により、修繕の必要がある場合、町で修繕を行っている。

今後、各水利組合と協議を行い、国、県補助金を活用し施設更新等を計画的に実施していく必要がある。

(災害ボランティアの受入れ、受援体制の確保)

埼玉県社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの受入れ体制を構築（災害ボランティアセンター立ち上げ支援を含む。）する等、地域の「受援力」を高める取組を推進。また、関係機関・団体とのネットワーク（顔の見える関係）構築により、災害に備えた取組を推進

災害時に町行政機能が低下する状況で、町職員等では対応できない場合、外部ボランティア等の受入れが必要となるが、これについて町社会福祉協議会が受入れ窓口となって対応している。

外部からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための体制について、町社会福祉協議会とも協議を行い、役割分担を明確にすることで、町として適正な体制を整備する必要がある。

また、災害時の受入れに伴う執務室や宿泊先といった確保について検討、調整を行う必要がある。

第5章 強靱化の推進方針

1 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの推進方針

事前に備えるべき目標1：被害の発生抑制により人命を保護する

火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態

1-1)

施策分野：行政機能、福祉、地域づくり・リスクコミュニケーション

(自主防災活動の活性化)

県との連携による自主防災組織の組織化推進、住民主体の避難訓練や危険箇所の点検等、平時から活動の活性化を促進し、組織機能の発揮による住民の安全確保を推進

各地区において住民主体による防災意識の高揚を図り、「地区防災計画」策定を推進する。地区の特性を理解した住民が計画策定に自ら係わることで、地域防災力の底上げにつなげる。

また、各地区において災害時のリーダー的存在となる防災士の養成を推進する。町では補助金の交付等により、町民の防災士資格取得を支援しており、今後さらなる防災士の育成に継続して努める。

(避難誘導體制の整備（要支援者）)

避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿を活用した避難訓練の実施を推進。名簿情報に基づき具体的な避難方法を定めた個別計画の作成を推進

災害時の避難誘導を効果的に実施するため、避難行動要支援者名簿に基づく町の個別計画の作成（見直し）を推進する。また、町の避難訓練実施と合わせて、町民全体の避難訓練実施に向けた内容の精査と「避難行動要支援者避難支援プラン（全体プラン）」の活用（提供）方法等の見直しについて検討を行う。

建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態

1-2)

施策分野：行政機能、住宅・都市、老朽化対策

(住宅・建築物の耐震化推進)

多数の住民が利用する建築物等の安全性確保のため、耐震化対策等を推進

災害時に備え、多数の住民が利用する役場庁舎、公民館、学校施設その他の公共施設及び認定こども園等民間が運営する公共性の高い教育・保育施設等について、安全性の確保を図るため、耐震性の推進や老朽化した施設の改修（改築）工事を実施する。また、施設内部に設置している吊り天井や照明、内外壁等の非構造部材等についても、危険性の確認を行い、耐震対策を推進していく。

木造住宅等の耐震化率向上のため普及・啓発活動を行い、耐震化施策を推進（耐震診断、耐震改修に係る県の助成も活用）

町では「建築物耐震改修促進計画」を策定し、昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度を実施しているが、さらなる制度の推進が必要である。

普及・啓発活動の充実や、住民への耐震化に関する相談窓口、情報提供が受けられる体制を整備し、補助制度の見直しについて検討する。

危険なブロック塀等対策の推進（特に通学路を優先）

災害時に倒壊のおそれがある危険なブロック塀の撤去を進めるため、町補助制度の延長や国の補助金である社会資本整備総合交付金などを活用し、制度の見直しについて検討を行う。

今後、危険なブロック塀を有する所有者に対し、直接的な働きかけを進めていく。

大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

1-3)

施策分野：行政機能、福祉、町域保全、
地域づくり・リスクコミュニケーション

(普及・啓発)

住民に対し、身近な災害リスクの認識や避難場所等の確認、避難勧告等の発令時にとるべき適切な避難行動等を普及・啓発し、「自らの安全は自ら守る」防災意識を高め、安全な避難の確保を推進

各行政区の自主防災組織が主体となり、年に複数回、防災訓練を実施するよう機運を醸成し、災害時に各防災組織が有効に発動するような体制づくりを行う。

令和3年度までに水害ハザードマップを作成し、本町の浸水区域の周知を行う。

今後は、各ハザードマップを統合し、タイムラインや住民が災害時にとるべき行動をまとめたガイドライン等の作成を行い、住民の防災意識の高揚を図る。

(総合的な水害・土砂災害対策の推進)

総合的な土砂災害対策の推進（ソフト対策）

土砂災害警戒区域等を中心に、地域住民が主体となり、自ら避難訓練を実施する体制づくりを促進する。

ハザードマップをより分かりやすく充実した内容とし、タイムラインや住民が災害時にとるべき行動をまとめたガイドライン等の作成を行い、住民の防災意識のさらなる醸成を図る。

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進

現在、町内に避難確保計画の作成が必要な要配慮者利用施設は2施設あり、1施設については、「避難確保計画」を作成済みである。作成ができていない要配慮者利用施設については、積極的に助言等を行い、計画作成に向け対応していく。

また、今後、新たに要配慮者利用施設が計画作成の対象となった場合は、関係機関と連携し、必要に応じて助言等により計画の作成を促進する。

(落石防護柵等の防災対策施設整備)

道路災害の未然防止のため、落石や岩石崩落等道路防災点検の結果に基づき、防災対策工事を実施（幹線道路を優先）

道路災害を未然防止するため、落石や岩石崩落等道路防災点検の結果に基づき、道路・河川等防災対策施設の点検、危険箇所の把握及び防災対策施設の整備を進める。また、山地の土砂災害対策や河川の溢水（いっすい）・越水対策についても進めていく。

埼玉県には、急傾斜地の土砂災害対策や河川の浚渫・護岸整備について継続して要望していく。

(避難誘導體制の確保（要配慮者利用施設）)

土砂災害等により被害の発生が予想される要配慮者利用施設において具体的な避難・受入れ方法等の手順を示すマニュアルの整備により、災害時の避難誘導體制を確保

土砂災害による被害を最小限とするため、今後、「避難確保計画」が未作成の要配慮者利用施設に対して計画が作成できるよう支援していく。また、施設側と町側で調整を行い、災害時の避難誘導體制を確保する。

今後、新たに要配慮者利用施設が計画作成の対象となった場合は、関係機関と連携し、必要に応じて助言等を行うことにより計画作成を促進していく。

1-4)

施策分野：行政機能、福祉、情報通信、教育、
地域づくり・リスクコミュニケーション

(要配慮者が迅速かつ安全に避難できる地域づくり)

住民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを推進するため、個別計画作成や活用を促進

避難行動要支援者名簿を活用し、災害時の要支援者に係る避難場所等を定め、適切に避難誘導できるよう「個別計画」を地域住民と協力して作成する。

今後、個人情報の取扱いについて、要配慮本人からの同意を得ることを基本とし、幅広く地域住民の理解と協力を求め、実効性のある計画となるよう検討する。

大規模災害時における高齢者等要配慮者の福祉・介護等に係るニーズ把握及び迅速かつ円滑な支援活動を展開するため、社会福祉協議会や福祉関係団体等との福祉支援体制構築を推進

大規模災害の経験がない本町としては、被災時における各種支援体制を構築するためのノウハウが不十分であるため、研修等を通じ、実際に被災した地域での支援活動等について学んでいく。また、社会福祉協議会、福祉施設、医療機関等との連携した支援ネットワークや具体的な福祉支援体制の構築について検討を行う。

「福祉避難所（避難行動要支援者向けの避難所）」の受入れ体制を充実。避難行動要支援者に係る運営マニュアルの整備等により、避難者の安全・安心な生活環境を確保

町指定の各福祉避難所において、それぞれの地区の特徴や施設に合わせた実地訓練を定期的実施し、その都度、関係機関が情報を共有することで、実情に合わせた運営マニュアルの見直しを行う。

(児童・生徒に対する防災教育の充実)

児童・生徒が自ら危険を回避する力を育成するための防災教育と避難訓練を中心とした実践的安全教育の推進

児童・生徒が自ら危険を回避しようとする力を育てるため、より実践に基づいた訓練を実施する。特に、初期行動（短時間訓練）については、繰り返し訓練を実施する。

また、今後、学校のICT化を推進する中で、各自の端末を用いた防災訓練にも取り組んでいく。

(避難誘導體制の整備（自主防災組織等）)

防災訓練（豪雨や地震等想定）実施や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知

各行政区の自主防災組織が、自主的に年複数回防災訓練を実施するような取り組みや災害時に各防災組織が自律的、有効に発動するような体制づくりを行う。

今後、水害ハザードマップを作成し、町の浸水区域の周知を行う。また、各ハザードマップを統合し、タイムラインや住民が災害時にとるべき行動をまとめたガイドライン等の作成を行い、住民の防災に対する意識の高揚を図る。

(避難所運営等災害対応業務を遂行できる職員の育成)

大規模災害時には避難所運営、住家被害認定調査等災害対応業務について多くの人員を要するとともに、早期の支援が期待されることから、研修等を通じ、町内外において、円滑に活動できる職員を育成

全庁的に実施している災害時初動訓練や福祉避難所施設で実施している訓練等について、実践を意識したより充実した訓練となるよう見直しを行う。

災害時には、限られた職員で適切な行動がとれるよう体制を整備することが必要であり、防災担当課職員のみならず、現場で活動する職員の研修や実地訓練について検討する。

(住民主体による避難対策の強化（ソフト面）)

地区防災計画・地区避難計画等の策定推進

各地域において、住民主体により防災意識を高めていくため、地区防災計画の策定を推進する。

地区ごとの特性を理解し、住民が計画策定に自ら係わることで、地域防災力の底上げ効果につなげる。また、各地区に災害時のリーダー的存在となる防災士の養成を推進する。

(自主防災活動リーダーの養成)

今後、自主防災組織の結成を目指す地域の代表者等を対象とした研修会や、より高度な知識や技能を習得するための実践的な研修会を開催し、自主防災活動リーダーの養成を推進

各地域において、住民主体により防災意識の高揚を図り、地域の中心的役割を果たすリーダーを育成するため、有効な研修会等を開催する。また、防災士資格取得に係る補助を行っていることについて積極的にアピールし、資格取得者を増やす等、地域の自主防災活動リーダーの育成を推進する。

事前に備えるべき目標2：救助・救急・医療活動により人命を保護する

救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態

2-1)

施策分野：行政機能、情報通信、教育、
地域づくり・リスクコミュニケーション

(町施設における災害応急対策拠点としての機能喪失防止)

町施設における震災時の非構造部材落下防止対策や災害拠点施設割増補強等を推進

震災時の非構造部材落下防止対策等について、個別調査の実施など適切な対応について検討していく。また、災害拠点施設の耐震化工事に加え、割増補強工事等の必要性についても検討していく。

今後は、町施設を災害時の災害拠点や避難場所として利用する視点から、適切な対応について検討を行う。

(災害対策用資機材の確保・充実)

災害時に必要な消防団資機材の確保・充実

地域の実情に合わせた消防団の活動に必要な資機材の整備を計画的に行うためにも、適正な導入計画を作成し、これに基づいた資機材の導入を行っていく。

また、今後は、これまで利用してこなかった消防資機材導入に係る無償貸付制度の利用についても検討していく。

(災害医療体制の充実)

災害医療関係機関の体制及び連携の強化

災害発生時に傷病者に対して適正な医療救護活動ができるよう、秩父郡市医師会と本町を含めた1市4町で締結している「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、全体訓練の実施について関係機関と協議し、検討していく。

また、今後は、情報連携や実際の訓練の他、図上訓練など災害時を想定した適切な行動がとれるよう関係機関で検討を行っていく。

重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築

「重度心身障がい児者」及び「医療的ケアが必要な障がい児者」に対する支援ネットワークの構築を目指し、県保健所、医療機関、福祉施設等との協議の場について検討を行う。

(災害時健康管理体制の整備)

災害時の保健活動体制整備の推進

災害時の保健活動を迅速かつ効果的に実施するため、平常時に準備しておくべきことを整理し、必要な訓練を実施する。また、既存の計画やマニュアルとの整合性を図り、関係部署、関係機関・団体と連携した災害時の保健活動体制の構築について検討する。

(災害時医療体制の確保)

災害派遣福祉チーム（DMAT）との連携強化

災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣体制については、秩父圏域外の指定病院が対象であることから、受援体制について必要な検討を進めていく。

(社会福祉施設等への支援)

災害派遣福祉チーム（DWA T）受援体制

埼玉県、県社会福祉協議会及び県内 17 か所の福祉関係団体とで組織する「埼玉県災害派遣福祉チーム（DWA T）」について、制度の内容等を関係機関に周知していく。

災害時の町の福祉支援体制、災害派遣福祉チーム（DWA T）の受援体制、各施設への周知の方法等について、検討を進める。

ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

2-3)

施策分野：行政機能、保健医療、ライフライン
地域づくり・リスクコミュニケーション

(疫病・感染症等の大規模発生予防)

感染源対策、感染経路対策、健康管理対策を内容とする「災害時における感染予防対策マニュアル」を作成し、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の大規模発生を防止

「横瀬町における新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた避難所開設・運営方針」に基づき、避難所での事前受付等については対応できている。しかし、体調不良者の避難スペース確保、発熱者への対応、避難スペースの消毒作業等、実際の実施準備ができていない部分がある。今後は、これらの詳細な内容について定め、庁内関係課所へ周知するとともに、より実践的なマニュアルを作成する。

(災害時避難所運営の事前取決め)

避難所における必要な物品（特に女性や要配慮者向け）等の備蓄を推進。外国人観光客等に対応する通訳ボランティアとの連携及びマニュアル策定を推進

災害時の避難所を開設・運営する際、女性や要配慮者が必要とする物品等のニーズを調査し、適正な備品を整備する。また、本町は、都心にも近い観光地であることから、災害時に来町している外国人観光客への対応策（通訳ボランティアとの連携等）について検討する。

(避難所における感染症対策)

避難所開設時に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に代表される感染症予防のため、感染症対策を記載した避難所開設・運営マニュアル等を作成し、施設の消毒等、蔓延防止措置を準備

避難所ごとの備蓄品の管理方法や避難所における備蓄品使用後の管理方法等について詳細事項を定め、庁内関係部署へ周知するとともに、職員が適切な対応がとれるよう実践的なマニュアルを作成する。

避難所における感染症等の大規模発生を防ぐため、避難者間の十分なスペースや、発熱・咳等の症状がある方への専用スペースを確保したレイアウトとするとともに、職員の対応力向上のための避難所開設訓練を実施する等、感染症対策を推進。特に高齢者・傷病者・妊婦・子ども等に対する適切な配慮について検討

災害時に、避難所における感染症等の大規模発生を防止するため、限られた人員で適正な行動がとれるよう、実践を意識した訓練を実施し、感染拡大防止に努める。また、高齢者・傷病者・妊婦・子ども等要配慮者に対する適切な配慮について検討し、組織全体で共通認識がもてるようにする。

(下水道事業継続計画（BCP）の策定)

大規模災害時に下水道事業を継続するための計画である下水道事業継続計画（BCP）策定推進

大規模災害が発生し、長時間の停電が起きた場合に備え、水質管理センターの自家発電設備の設置について検討する。

また、移動式の自家発電機や排水ポンプ等資機材の購入、薬品類貯蔵施設の整備等を進め、大規模災害に備え備蓄量を増加していく。今後についても、供用開始区域の拡大、町地域防災計画及び水害ハザードマップとの整合性を図り、水質管理センター、マンホールポンプ場、管渠等について災害対策をさらに推進していく。

現在、下水道事業継続計画（BCP）に水質管理センターの耐水化対策は盛り込んでいないが、今後、町地域防災計画の見直しや水害ハザードマップが作成された段階で整合性を図り、耐水化対策の必要性について検討した上で改訂を行っていく。

事前に備えるべき目標3：交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

沿線建築物等の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態

3-1)

施策分野：交通

(管理道路沿いの樹木伐採による通行安全対策)

緊急輸送路や孤立のおそれがある集落へ通じる道路の通行止めを未然に防ぐため、管理道路沿いの町有地、ならびに民有地樹木を伐採

災害時に緊急避難路の通行障害とならないよう、支障木や今後倒木のおそれのある樹木の伐採等について、住民の協力を求めている。

今後は、避難路の指定等整備状況により、支障木の伐採等に係る補助金の交付等についても検討していく。

(緊急輸送路における要対策橋梁等の震災対策)

緊急輸送路の機能確保を図るため、橋梁の耐震補強を実施。また、一定高さ以上の沿道建築物について建物所有者による耐震化を促進

町内で緊急輸送道に指定されている道路は一般国道 299 号のみであり、橋梁の耐震補強については埼玉県が継続して実施している。

また、現時点で町内には沿道に倒壊によって道路を塞ぐおそれのある高層建築物は見られないが、今後、一定規模の建築物が建築される可能性もあるため、耐震診断・耐震改修の義務付け等対応を検討していく。

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

歩道整備、防護柵設置等交通安全対策を含めた道路ネットワークの着実な整備

地域をつなぐ生活道路、通学路及び避難経路である主要町道については、既存道路の拡幅、歩道未整備道路への歩道整備を早急に行う。

緊急輸送道路（国道 299 号）に接道する幹線町道の拡幅や歩道拡幅等の交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備を進める。

(大雪に伴う孤立防止対策)

大雪による災害の経験を踏まえ、除雪支援体制の構築、除雪機械の増強、ホームページ等を活用した広報を実施

大雪に伴う除雪では、雪の掃き付け先や持ち運び場所の確保について、また、住宅等の出入口の掃き付けに対する苦情や路上駐車による作業への支障について、今後対応を検討する。

また、大雪に伴う孤立を防止し、除雪作業を効率的に実施するため、団体・各企業の継続的な協力を得ると共に、住民に除雪に対する意識・理解を高めていくよう、広報紙、HP等を用いた啓発・広報活動を行っていく。

物資の輸送が長期間停止する事態

3-3)

施策分野： ライフライン

(物資の備蓄)

公的備蓄計画を見直し、計画に基づく公的備蓄を推進

災害時に想定する避難者に対して、どの程度の備蓄品が必要かを検討し、地域防災計画をはじめ関係する計画等を見直し、適正な数量を確保していく。

また、一度に大量の備蓄品を購入することなく、各年度に必要な数量を必要なだけ効率的に購入できるように、災害備蓄品購入計画書を作成する。

孤立集落が発生する事態

3-4)

施策分野： 行政機能、住宅・都市、情報通信、交通

(孤立可能性集落への対策)

災害時に孤立する可能性のある集落等については、あらかじめ連絡窓口の明確化や通信手段の多重化により非常時の連絡体制を確保。家庭や集落単位での備蓄の推進、特設公衆電話の設置等避難所の防災機能を向上

災害時に孤立する集落等の再検討を行い、非常時に連絡がとれる体制を確保する。また、各行政区との連携により、災害時の非常用持出品の整備や各家庭の備蓄品整備等を町民に効果的に周知していく。避難所で必要となるスマートフォン用モバイルバッテリー等、今後必要な備品の整備について検討する。

家庭や集落における必要な備蓄について、町からの広報・啓発活動を行っていく。

情報通信が輻輳・途絶する事態

3-5)

施策分野：情報通信

(情報伝達体制)

(大規模) 災害時に、県及び災害関係機関等との通信遮断により、災害応急対応に重大な支障が生じないように、通信手段の多重化等について検討

(大規模) 災害時に備え、衛星携帯電話以外の様々な通信手段について調査し、災害時の情報伝達体制の整備について検討していく。

情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

3-6)

施策分野：行政機能、情報通信、老朽化対策

(災害応急対策の指揮・情報伝達活動等を行う庁舎等の耐震性確保や設備充実)

災害応急対策の拠点となる施設の耐震性確保や、自家発電装置、太陽光パネル、蓄電池の設置等非常用電源設備の整備を計画的に実施

災害時に必要となる自家発電装置、太陽光パネル、蓄電池等の整備に関し、対象となる施設について検討する。

今後、必要に応じて災害応急対策の拠点となる施設の選定を行うとともに、太陽光発電の費用対効果等についても検討する。

事前に備えるべき目標 4 : 必要不可欠な行政機能を確保する

町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態

4-1)

施策分野 : 行政機能

(業務継続計画 (BCP)、庁舎機能不能時対策)

大規模自然災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした業務継続計画 (BCP) の更新・見直しを継続するとともに、庁舎機能不能時に対応できる体制を確保

近年、全国で大規模災害が発生している状況で、業務継続計画 (BCP) については全体の見直しを行い、庁舎機能不能時でも適正な行動がとれるような体制づくりを行う。災害時に町職員を中心に有効な行動がとれるよう、実効性のある計画となる業務継続計画 (BCP) 全体の見直しを行う。

(防災救援体制の強化)

町における受援体制の強化

外部からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための体制について、町社会福祉協議会と綿密な協議を行い、役割分担を明確にすることで、町として受援計画の策定等適正な体制を整備する。災害時に、外部からの支援受入れに伴う執務室や宿泊先といった確保について、今後、検討、調整を行う。

(広域連携の推進)

町域を越える広域避難の検討

災害時における広域避難について、近隣市町村との相互応援協定だけでなく、避難行動を中心に町域・県域を越えた相互に協力し合える体制づくりを改めて検討していく。

事前に備えるべき目標5：生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態

5-1)

施策分野：交通、ライフライン

(早期の道路啓開、復旧)

災害時における避難や救急活動、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等確保に必要な道路について、早期の道路啓開に係る体制を関係者と連携し確保

早期の道路啓開、復旧体制を構築するため、協力団体と検討する場を設定し、応急対策業務の見直し等課題について対応策を講じる。これにより、協力団体との連携体制のさらなる強化を目指す。

電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

5-2)

施策分野：エネルギー、ライフライン

(総合的な大規模停電対策の推進)

倒木によるライフライン被害軽減対策の推進

電線、電話線等に対する災害時の対応は、各事業者が主体となって行うことから、町とライフライン各事業者との確実な緊急時連絡体制を確保する。

(再生可能エネルギーの活用)

木質バイオマス利用施設の整備

木質バイオマス利用施設の整備について、利用可能な施設の検討を行うとともに、木材の安定確保や運転管理等技術者の確保について検討を行う。

今後、その他利用可能な再生可能エネルギーの確保について検討を行う。

(上水道施設・設備の耐震化)

上水道の基幹管路、浄水場、配水池等について、重要度の高い施設・設備を優先した耐震化計画の策定を推進

本町での水道事業広域化に伴う施設の統廃合、更新、基幹管路の耐震化等については、計画の途上段階にあることから、今後も基本計画に基づき水道事業の効率化を図る。

(下水道施設の耐震化等)

公共下水道施設の耐震診断を進め、耐震性能が不足する下水道管路や処理場等の耐震化を実施

水質管理センター及びマンホールポンプ場のポンプ設備、機械設備、電気設備、ろ床等について、計画的に更新を行っていく。これらの更新を実施するにあたり、将来の更新需要を算定するため、下水道施設にアセットマネジメントを導入し、投資・財政計画策定を推進する。

また、大規模災害が発生し長時間の停電が起きた場合の汚水処理停滞といった事態を回避するため、自家発電設備の設置を検討する。

横瀬町特定環境保全公共下水道事業の整備推進

横瀬町特定環境保全公共下水道事業について、今後も社会資本整備総合交付金を活用し供用開始区域の拡大を計画的に進めていく。みかど地区については、事業計画区域へ取り入れるため、適正な時期に下水道事業計画を変更する。

水質管理センターについては、供用開始区域の拡大に伴う流入水量の増加に応じてろ床の増設を検討する。

水質管理の面において、現在の凝集剤添加型好気性ろ床法では窒素の除去ができないため、高度処理方式の導入についても検討を進める。

今後、大規模災害時における水質管理センターへの自家発電設備の設置、薬品類貯蔵施設の築造、マンホールポンプ場の浸水害対策等について検討・実施していく。

(合併処理浄化槽の設置促進)

県補助事業との連携により、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換等を推進

単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を行う上で課題となっている経済的要因を解消するための施策として、転換に伴う個人負担費用の軽減を図るため、補助金増額について検討を行う。

また、今後、浄化槽の耐用年数の経過や老朽化が進行した場合は、浄化槽本体の入替えや修繕を適正に実施する。

狭小地等、浄化槽本体に負荷がかかりやすい場所に対しては、補強性の高い施工にて設置し、浄化槽の長寿命化を図る。

事前に備えるべき目標6：「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する

農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

6-1)

施策分野：産業、農業、土地利用

(農地、農業用施設の保全)

地域での共同活動により維持されている農業用水路やため池等について、今後も地域住民等により保全が継続的に行われるよう、共同活動支援制度を広く啓発し、取組を維持・促進

国・県が推進する多面的機能発揮事業等を活用し、農業用水路やため池等について、今後も地域住民等により保全が継続的に行われるよう効果的な啓発を行い、取組を維持・促進する。

また、各集落に制度を積極的に周知し、多面的機能発揮事業等への取り組みや制度への参加について促進する。

(共同取組活動の推進)

農地等地域資源を守る共同活動等の推進

国・県が推進する多面的機能発揮事業を活用して、農業用水路やため池等について、今後も地域住民等により保全が継続的に行われるよう効果的な啓発を行い、取組を維持・推進するよう努める。また、各集落に制度の周知を図り、多面的機能発揮事業等への取組・参加について促進する。

なお、農業任意団体組織への補助金支出については、今後も継続的な実施を目指す。

鳥獣害の防護と捕獲の一体的推進

野生鳥獣による農作物等への被害を軽減するため、引き続き追い払い用花火及び爆竹の交付や電気柵設置を推進していく。

また、テレメトリー（無線遠隔測定法）を活用した日本猿の行動域調査、有害鳥獣捕獲事業等を効果的に実施し、町民の生活圏に野生鳥獣が出没しにくくなる対策について検討する。

事前に備えるべき目標 7 : 二次災害・被害を発生させない

消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態

7-1)

施策分野 : 行政機能

(地域防災力の強化)

地域の火災・災害対応の中核となる消防団員確保のため、必要な取組を県・町・協会等を実施し、地域防災力を向上

消防団員の確保を推進するため、町広報紙、ホームページ、成人式等の各イベントにおいて消防団員のPR活動を継続して実施する。

また、町内の各事業所に対し消防団応援事業所登録を促進し、応援体制、イメージアップを図っていく。

今後、団員の待遇改善を図るとともに、県協会による消防団員の教育訓練に積極的に参加し、人材の育成に努める。

(空家対策)

大規模災害発生時、家屋の倒壊による道路の閉塞や火災の延焼拡大防止等のため、空き家発生の抑制、除却・利活用を推進

空家対策計画による町の総合的な空家対策により、支障となる空き家の除却、適正管理、利活用等様々な方法により空家対策を推進していく。

大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生等を防止するため、県と連携して空き家の利活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、総合的な空家対策を推進する。

洪水抑制機能が大幅に低下する事態

7-2)

施策分野：農業、土地利用

(農地・農業水利施設等の適切な保安全管理)

食料の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐため、ほ場や農業用排水路等農業生産基盤の整備・機能保全対策を計画的に実施

農地の荒廃を防ぎ適正な維持を図るため、地域の農家と話し合いを行う機会を設け、人農地プランの見直しを行うとともに、農業生産基盤整備を計画的に進めていく。

また、農業生産活動の維持・向上のため、多面的機能発揮事業等について、参加集落を募り、積極的な推進を図る。

危険物・有害物質等が流出する事態

7-3)

施策分野：環境

(環境保全)

大規模災害発生時に有害物質の飛散・流出を想定し迅速な対応をするため、課題を整理・検討

大規模災害時に有害物質の飛散・流出事故といった二次被害を発生させないため、有害物質を扱っている町内事業所について状況を適正に把握し、有害物質の飛散・流出対策のための装備等を整備していく。

水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設に適用される構造基準等について、引き続き構造基準等の遵守を指導。また、有害物質の拡散・流出時に汚染の程度を迅速に把握する必要があることから、緊急時のモニタリング（大気・水質）体制を強化

大規模災害時に有害物質の飛散・流出事故といった二次被害を発生させないためにも、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設について埼玉県と情報共有を行い、有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設を適正に把握する。

(地すべり防止区域の被害未然防止)

農地や農業用施設、人家等が位置する土地の地すべりを防止するため、対策工事の推進、地すべり防止施設の適切な管理を実施

農地パトロール時に、土地の地すべり等を確認した場合は、早期に対策工事等を県と連携して実施する。

地すべりの発生を防止するため、県、町だけでなく、民間からの情報提供等を活用し、パトロールを実施する。また、地すべり情報の提供について、住民に広く周知し、多方面から危険区域を監視する体制を構築する。

(山地災害の防止)

老朽化した治山施設等に対する対策を計画的に実施

山地災害を未然に防止するため、県（秩父農林振興センター）との情報共有を図り、町内の老朽化した治山施設等を適正に把握する。

(ため池の点検等安全対策)

ため池等の損壊に備え、迅速な避難や応急対策等の措置を講じるためハザードマップを整備。また、ため池の維持管理者（農業者）と連携してため池堤体等の点検を実施

大規模災害等によりため池が損壊した場合に備え、作成したハザードマップを広く住民に周知し、緊急時に適正な行動がとれるようにする。ハザードマップについては、必要に応じて見直しや更新を行っていく。

また、経年により、ため池内に土砂が堆積することで、排水の阻害になる可能性があるため、農業用水として利用していない時期に、池干しや浚渫等を行い適切な維持管理を行う。

避難所等の生活環境が悪化する事態

7-5)

施策分野：住宅・都市、保健医療、地域づくり・リスクコミュニケーション

(避難者の健康状態悪化防止)

県等との連携による、必要な保健師等の派遣受入れ

災害時に避難所等で活動する保健師等を外部から受け入れた際、迅速な対応がとれるよう役割分担を事前に整理し、限られた人材を有効に配置できるような体制を構築する。また、受援体制についても検討を行う。

災害時における保健活動マニュアル作成に向け、関係各所と協議を行う。

(被災者の住まい確保に向けた体制整備)

災害により住宅を損壊した住民に速やかに住居が供給できるよう、応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅の借り上げに関する協定を締結する体制整備を検討。また、住宅の一部を被災した住民が、速やかに自宅での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する体制を整備

災害時に緊急を要する状況で迅速な対応ができるよう、民間賃貸住宅やホテルの借り上げに係る協定の締結について検討する。

また、住宅の一部を被災した町民が、速やかに自宅での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する対策を推進する。

事前に備えるべき目標 8 : 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態

8-1)

施策分野 : 環境

(災害廃棄物対策の推進)

災害廃棄物処理計画策定に向けた準備・推進

廃棄物処理の実施主体が秩父広域市町村圏組合であることから、秩父広域市町村圏組合と連携した災害廃棄物処理計画を策定する。

町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-2)

施策分野 : 住宅・都市、情報通信、交通

(社会資本の適切な維持管理)

道路施設、河川構造物、砂防施設等の計画的点検、補修等の実施

今後実施する道路橋に係る定期点検の結果を踏まえ、「橋梁長寿命化修繕計画及び個別施設計画」の見直しを行う。

計画の見直しに伴い、適正な時期に橋梁の修繕等を実施する。

(がれき等が散乱し、支援車両等が通行できない事態の回避)

障害物の権利関係に留意し、緊急輸送路等から交通障害物を迅速に除去することで速やかな道路啓開等を実施。大雪災害時には道路区間の指定を行い、車両の移動を指示

災害時に町協力団体と締結した協定に沿って検討会を実施し、道路啓開、復旧作業の課題について対応策を講じ、さらなる連携体制の強化を図る。

土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

8-3)

施策分野：行政機能、町域保全

(住宅の再建等を迅速に実施するため、地籍調査の継続的实施)

大規模災害に対する備えとして、地籍調査の実施及び適宜更新

地籍調査については、災害時に土地の形状が変化しても土地境界が容易に復元できるといった多大なメリットがある。災害復旧を迅速に実施するためにも、地籍調査を継続的に実施していく必要がある。

地籍調査を町全体で完了させるには、費用面、人員不足といった課題があり、今後、効率的、効果的な実施を検討していく。

耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

8-4)

施策分野：農業、老朽化対策

(農業用水の安定確保、基幹的農業水利施設の耐震化対策、長寿命化対策の計画的な推進)

農業用施設等の被災による農作物の生産能力低下を防ぐため、基幹的水利施設の耐震診断を推進。また、基幹的水利施設の長寿命化のため、機能保全計画を策定し、緊急性の高い路線の対策工事を順次実施

耐震対策が未実施の農業用施設等について、長寿命化の観点から施設の修繕、耐震化対策を検討する。また、費用対効果を検証し、今後、新たに施設更新の必要性について検討を行う。

町内各水利組合との協議により、国、県補助金を活用して施設の更新等を計画的に実施していく。

(災害ボランティアの受入れ、受援体制の確保)

埼玉県社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの受入れ体制を構築（災害ボランティアセンター立ち上げ支援を含む。）する等、地域の「受援力」を高める取組を推進。また、関係機関・団体とのネットワーク（顔の見える関係）構築により、災害に備えた取組を推進

外部からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための体制について、町社会福祉協議会と協議を行い、役割分担を明確にすることで、町として適正な体制を整備する。また、災害時の受入れに伴う執務室や宿泊先といった確保について検討、調整を行う。

地域の各行政区にも受援体制の整備を検討していくよう周知する。他市町村職員等の受援体制については、町で対策を講じる。

第6章 計画の推進

1 推進体制

町は、国、県、民間等と連携した取組の推進を図るため、本計画の周知に努めるとともに、最新の科学的知見に基づく被害想定や各種リスク情報、取組、研究成果の進捗状況を各主体間で共有しながら、相互に連携して効果的・効率的な取組の展開を図る。

2 施策の重点化

本町の現状を踏まえて、「本町での発生度」、「町民生活への影響の大きさ」、「経済社会への緊急度」、「被害回復の緊急度」、「平常時からの活用」等を考慮して、特に重点化すべき32施策を設定した。

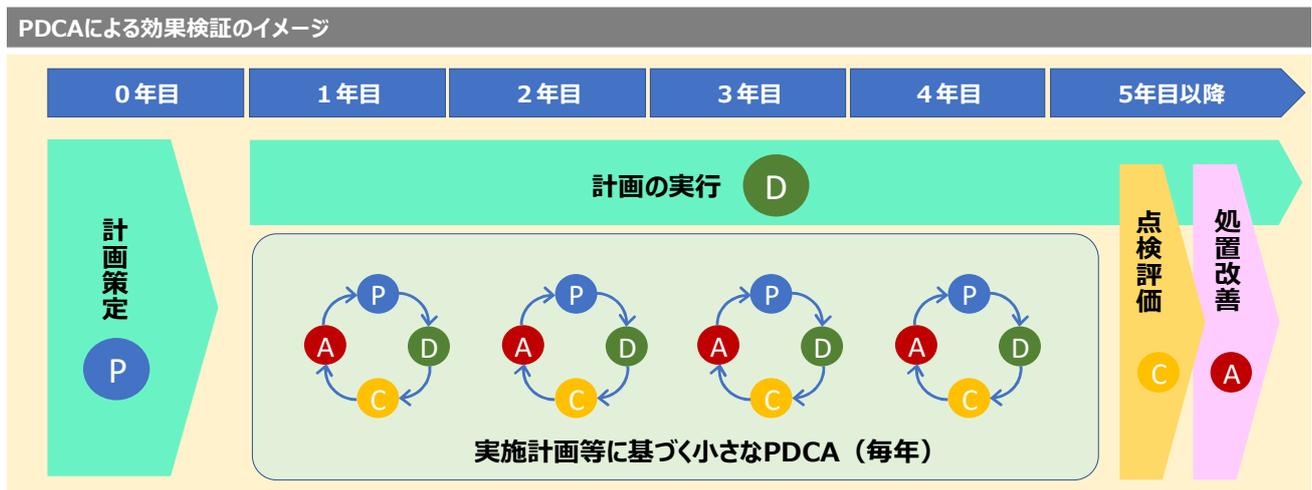
事前に備えるべき目標	施策項目	
	重点化施策項目	
1 被害の発生抑制により人命を保護する	避難誘導體制の整備(要支援者)	自主防災活動の活性化
	住宅・建築物の耐震化推進	普及・啓発
	総合的な水害・土砂災害対策の推進	避難所運営等災害対応業務を遂行できる職員の育成
	落石防護柵等の防災対策施設整備	自主防災活動リーダーの養成
	避難誘導體制の確保(要配慮者利用施設)	
	要配慮者が迅速かつ安全に避難できる地域づくり	
	児童・生徒に対する防災教育の充実	
	避難誘導體制の整備(自主防災組織等)	
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	住民主体での避難対策の強化(ソフト面)	
	町施設における災害応急対策拠点としての機能喪失防止	災害対策用資機材の確保・充実
	災害時医療体制の確保	災害医療体制の充実
	疫病・感染症等の大規模発生予防	災害時健康管理体制の整備
	避難所における感染症対策	社会福祉施設等への支援
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	下水道事業継続計画(BCP)の策定	災害時避難所運営の事前取決め
	緊急輸送道路ネットワークの確保	管理道路沿いの樹木伐採による通行安全対策
	物資の備蓄	緊急輸送路における要対策橋梁等の震災対策
	情報伝達体制	大雪に伴う孤立防止対策
4 必要不可欠な行政機能を確保する	災害応急対策の指揮・情報伝達活動等を行う庁舎等の耐震性確保や設備充実	孤立可能性集落への対策
	業務継続計画(BCP)、庁舎機能不能時対策	広域連携の推進
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	防災救援体制の強化	
	上水道施設・設備の耐震化	早期の道路啓開、復旧
	下水道施設の耐震化等	総合的な大規模停電対策の推進
6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する		再生可能エネルギーの活用
		合併処理浄化槽の設置促進
7 二次災害・被害を発生させない	農地、農業用施設の保全	共同取組活動の推進
	地域防災力の強化	空家対策
	環境保全	農地・農業水利施設等の適切な保全管理
	地すべり防止区域の被害未然防止	ため池の点検等安全対策
	山地災害の防止	被災者の住まいの確保に向けた体制整備
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	避難者の健康状態悪化防止	
	災害廃棄物対策の推進	住宅の再建等を迅速に実施するため、地籍調査の継続的実施
	社会資本の適切な維持管理	災害ボランティアの受入れ、受援体制の確保
	がれき等が散乱し、支援車両等が通行できない事態の回避	
	農業用水の安定確保、基幹的農業水利施設の耐震化対策、長寿命化対策の計画的な推進	

3 計画の見直し

本計画の推進期間は、国計画、県計画及び本町の総合振興計画との整合・調和を図る趣旨から、おおむね5年とする。また、社会経済情勢等の変化等が生じた場合や取り組みの進捗評価の結果、見直しが必要になった場合は、期間内においても適宜見直しを行う。

4 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、①PLAN（計画策定）、②DO（実行）、③CHECK（点検・評価）、④ACTION（処置・改善）の流れを基本としたPDCAサイクルにより行う。具体的には5年後に改定に向けて本計画の検証を行い、「大きなPDCA」と、各取組レベルの進捗評価を行う「小さなPDCA」の組合せにより、進捗を管理する。取組の進捗状況は、毎年度、各課においてフォローアップを行う。



(別紙 1) 用語集

あ行

アセットマネジメント

資産の置かれている状態を適切に把握した上で将来の健全度を予測し、必要な補修・補強等の措置の最適な時期と方法を判定し、ライフサイクルコストが最少となるような管理計画を実現させる資産管理の手法

か行

合併処理浄化槽

トイレの汚水だけでなく、台所、お風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽。単独浄化槽はトイレの汚水のみを処理。(浄化槽法により、平成 13 年(2001 年)4 月 1 日から製造・販売が禁止されている。)

業務継続計画 (BCP)

BCPは Business Continuity Plan の略。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画。事業継続計画ともいう。

緊急輸送道路

大規模な地震等の災害が発生した場合、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、国・県・市町村等が事前に指定する道路。

さ行

指定避難場所

被災した住民が一定期間生活を送るための施設の内、町があらかじめ指定した避難施設。被災者の円滑な救援活動を実施し、一定の生活環境を確保する観点から、被災者が一定期間生活する場所として、あらかじめ指定された政令等の基準に適合する学校や公民館等の公共施設等である。

指定緊急避難場所

地震、津波等の切迫した災害より住民等の安全を確保する観点から、当該災害の種類ごとに危険が及ばない安全な場所として、あらかじめ指定された政令等の基準に適合する公園、学校、河川敷、津波避難タワー等の場所又は施設等である。

消防団

消防署と共に火災や災害への対応、予防啓発活動等を行う、消防組織法に基づいた消防組織である。

受援計画

大規模災害時に、他の自治体や関係機関からの応援を迅速に効果的に受け入れられるよう、支援を要する業務や、受入れ態勢等を事前に具体的に定めた計画。

た行

地域防災計画

災害対策基本法第 42 条に基づき、町域における各種災害や大規模事故等に関し、町民の生命身体及び財産を保護するため、町の処理すべき事務または業務を中心として、防災関連機関、町民等がそれぞれ相互に協力して災害予防、災害応急、災害復旧活動にあたるための諸施策の基本を定めた計画。

地籍調査

国土調査法に基づき一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成すること。

道路啓開

大規模自然災害の発生による道路の寸断によって、負傷者の救助・救出や支援物資の輸送等に大きな支障が出ないように、障害物の除去等を実施し、人員や物資等の輸送道路を確保すること。

土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づき、土石流、地すべり、がけ崩れの各事象に対して、経過区域（イエローゾーン）と特別警戒区域（レッドゾーン）を県知事が指定する。

警戒区域に指定されると、市町村は地域防災計画に避難体制を定め、また、特別警戒区域に指定された場合には、住宅の建築・改築等に一定の制限がかかる。

は行

ハザードマップ

地域や都市の状況に合わせ、危険情報を公開・掲載した被害予測図であり、土砂災害や水の危険区域、地震時の避難場所、避難経路等を記載している。

災害の種別ごとに被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路の位置等を表示した地図。

非構造部材

建築物を構成する部材の内、天井材、窓ガラス、照明器具、空調設備等、建物の意匠や居住性の向上等を目的に設置される部材。

避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある要配慮者（高齢者、障がい者、乳児、その他の特に配慮を要する者）の内、

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件（第1種身体障害者手帳、要介護認定3～5等）に該当する人。

福祉避難所

災害発生後に高齢者や障害のある方等、一般的な避難所では生活に支障がある方が一時的に生活の場を確保するための避難施設。

防災士

災害に関する総合的な知識と実践のための技能を持ち、自主防災組織等において防災リーダーとしての役割を担う人。

自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、特定非営利活動法人「日本防災士機構」が認証した人である。

や行

要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を必要とする人。

ABC

ICT

情報通信技術と訳され、主にパソコン、携帯電話、スマートフォン等、フィールドセンサー（センサーを用いたほ場の環境測定器）、監視カメラ等の機器並びにソフトウェア及びアプリケーションの総称。

令和3年3月

発行 埼玉県横瀬町

編集 総務課

〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地

Tel : 0494-25-0111 (代表)

Fax : 0494-23-9349

ホームページ : <https://www.town.yokoze.saitama.jp/>